3. 議会関係

- (5) 政務調査費に関する調 (平成21年4月1日現在)
- ① 都道府県分

都道府県名			交付の対象		当たりの	当た	高調査費の額を定めるに こっての第三者 (機関) いちの意見聴取	保存期	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収え付け	を報告書への領収書等の添付の義務 け	備考
The Court of	会派のみ	議員のみ	会派 及び 議員	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	(年)		請求権者の範囲		義務付けに要件がある場合はその 内容	viii 3
北海道			0		530	無		5	可	何人も	有	①平成20年度交付分については1 件5万円以上(事務所費、事務費 及び人件費を除く。) ②平成21年度交付分については1 件1万円以上	降交付分につ いては全てに
青森県		0			310	無		5	可	何人も	有	無 (すべて)	
岩手県		0			310	無		5	可	何人も	有		
宮城県	0				350	無		5	可	①県内に住所を有する者 ②県内に事務所又は事業所を有す る個人又は法人	有	全額	
秋田県			0		310	無		5	可	①県内に住所を有するもの ②県内に事務所又は事業所を有す る個人又は法人	有	収支報告書に記載された支出	
山形県			0		310	無		5	可	何人も	有		
福島県	0				350	無		5	可	何人も	有		H21.4から H23.3までは 300千円に減額
茨城県	0				300	無		5	可	何人も	無		
栃木県	0				300	無		5	可	①県内に住所を有する個人 ②県内に事務所又は事業所を有す る個人及び法人	有		
群馬県	0				300	無		5	可	何人も	有	1件1万円以上の支出に係る領収書、その他の証拠書類の写を添付	
埼玉県	0				500	無		5	可	①県内に住所を有する者 ②県内に所在する事務所又は事業 所に勤務する者 ③県内に所在する学校に在学する 者 ④県内に事務所又は事業所を有す る者 ⑤県議会の事務に利害関係を有す る者	有	1円以上すべての領収書等の写し (調査研究費・会議費・広聴費の うち、会派の内部の利用に供する ために作成された調査研究の内容 を記載する文書に附属する証拠書 類で、その提出により会派の自主 的な調査研究活動に支障を及ぼす おそれがある場合は提出しないこ とができる。)	

		交付	寸の対象	議員 1 当たり	人			収支	京報告書の閲覧の可否及び請求権者	収え付け	を報告書への領収書等の添付の義務 け	
都道府県名	会派のみ	議員 及び 議員	その他内	一 交付月 (千円/) 容	額	意見聴取した第三者 (機関)等の名称	日日		請求権者の範囲		義務付けに要件がある場合はその 内容	備考
千葉県		0		41	00 1	無	3	可	①県内に住所を有する個人及び県内に主たる事務所を有する法人その他の団体 ②県内の事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③県内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④県内に存する学校に在学する者	有	領収書 支出伝票 出納簿 現地調査・先進地視察報告書	
東京都	0			60	90 :	※政務調査費の適正な 執行の確保のためたり う議長の調本いら意見を 専門見地から見を 聴くため、議長が指名 する3名以内のも表が 験を有する東京都議 務調査費調査等協議会 を設置	5	可	都議会図書館において閲覧に供し ている。	有		
神奈川県			会会②付び付の選の法	交付 に交 派及 に交 3つ	30	無	5	可	①県内に住所を有する者 ②県内に勤務する者 ③県内に在営する者 ④県内に事務所又は事業所を有す る法人その他の団体 ⑤前記以外で収支報告書の閲覧を 必要とする理由を明示する者	有	収支報告書に記載された政務調査 費による支出に係る証拠書類等の 写しを議長に提出する。	
新潟県		0		3:	30	無	5	可	何人も	有		
富山県	0			30	00	無	5	可	何人も	有		
石川県			会員が、会員ががずい。会員れ会派、選択	派及 し、の かを 30	00	有 石川県議会議員調査活 動検討会	5	否		有		
福井県		0		30	00	無	5	可	何人も	有	全ての支出	
山梨県		0		28	30	無	5	可	①県内に住所を有する者 ②県内に事務所又は事業を所を有 する個人又は法人	有		
長野県	0			29	90	無	5	可	何人も	有	領収書その他の証拠書類の写し	

都道府県名		, , ,	か対象	議員1人 当たりの	政務調査費の額を定めるに 当たっての第三者 (機関) 等からの意見聴取	告書の 保存期	収支	を報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支付け	で報告書への領収書等の添付の義務 †	備考
	会派のみ	議員のみ議員	その他内容	交付月額(千円/月)	意見聴取した第三者 (機関)等の名称	(年)		請求権者の範囲		義務付けに要件がある場合はその 内容	
岐阜県		0		330	無	5	可	何人も	有	政務調査費による支出のうち1件 3万円以上のものにかかる領収書 その他の証拠書類の写しを添付	
静岡県	0			450	無	5	可	何人も	有	①政務調査費の支出に係る全ての 領収書その他の証拠書類の写し ②静岡県外における調査研究活動 に係る概要書の写し ③事務所、職員雇用に関する概要 書の写し	
愛知県	0			500	無	5	可	何人も	有	1件3万円以上 (人件費を除く)	
三重県		0		297	無	5	可	何人も	有		
滋賀県		0		300	滋賀県商工会議所連合 会会長 連合滋賀会長 落賀県青年団体連合会 会長 滋賀県地域婦人団体連 合会会長	5	可	何人も	有		
京都府		0		500	無	5	可	何人も	有	①すべての支出の領収書について、定められた貼付用紙に貼付した写し②主な活動を記載した報告書(対象:府外調査、調査委託、会場使用料を伴う会議)③その他議長が必要と認めるる書で費・調査研究費:府外調査時の研修費・講演会参加の案内次第・広報費:会議開催時の会議案内・広報費:印刷成果物	
大阪府		0		502	無	5	可	何人も	有	全て	
兵庫県		0		500	無	5	可	何人も	有	1件5万円以上の支出(除く事務 所費、事務費、人件費)	
奈良県		0		300	無	5	可	何人も	有		
和歌山県		0		300	無	3	可	県内に住所を有する者・県内に事 務所又は事業所を有する個人又は 法人	有	1件50,000円以上(事務所費、事 務費、人件費を除く)	

都道府県名				の対象	議員1人 当たりの	政務調査費の額を定めるに 当たっての第三者(機関) 等からの意見聴取	告書の 保存期	収支	を報告書の閲覧の可否及び請求権者 -	収さ付け	を報告書への領収書等の添付の義務 †	備考
	会派のみ	議員のみ	会派 及び 議員	その他内容	交付月額 (千円/月)	意見聴取した第三者 (機関)等の名称	(年)		請求権者の範囲		義務付けに要件がある場合はその 内容	v
鳥取県		0			250	無	5	可	①県内に住所を有する者 ②県内に所在する事務所又は事業 所に勤務する者 ③県内に所在する学校に在学する 者 ④県内に事務所又は事業所を有す る個人及び法人その他の団体	有	政務調査費に充てた支出 に係るもの全て	
島根県			0		300	無	5	可	県内に住所を有する者等	有	1件3万円以上の支出	
岡山県		0			350	無	5	可	何人も	有	1件1万円超	
広島県	0				350	無	5	可	制限無し	有	無	
山口県		0			350	有 山口県特別職報酬等審議会	5	可	何人も請求することができる	有	無 (全ての支出)	
徳島県			0		250	無	5	可	何人も	有		
香川県		0			300	有 香川県特別職報酬等審 議会	5	可	何人も	有	1件1万円を超えるもの	
愛媛県		0			330	無	5	可	何人も	有	1件1万円以上	
高知県			0		280	無	5	可	何人も	有		
福岡県	0				500	無	5	可	何人も可	有		
佐賀県	0				250	無	5	可	何人も	有		
長崎県			0		300	無	5	可	何人も可	有		
熊本県				①付交及でに派に 会員会員の法毎 の会択 の会択	300	無	5	可	何人も	有	1円以上、全ての支出に対して領収書等証拠書類の写しの添付が必要。	
大分県	0				300	無	5	可	特に制限なし	無		
宮崎県			0		300	無	5	可	何人も	有	全ての支出 (1円以上)	
鹿児島県	0				300	無	5	可	何人も	有		

都道府県名		交付	の対象		議員1人	当た等か	いらの意見聴取	告書の 保存期	収支	を報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支付け	反報告書への領収書等の添付の義務 †	備考
	会派	議員のみ議員	その他	内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	(年)		請求権者の範囲		義務付けに要件がある場合はその 内容	
沖縄県		0			250 会派100 議員150	無		5	可	①沖縄県の区域内に住所を有する 個人 ②沖縄県の区域内に事務所又は事 業所を有する個人及び法人その他 の団体	有	領収書その他の証拠書類の写し (証拠書類を徴することが困難で あると認められる場合は、議長が 別に定める書類)を添付	
合計	16 団体	8 20 団体 団体	3 団体			有	4団体		可	46団体	有	45団体	

② 市町村分

柳 、光 広 旧 <i>友</i>	-t: mr++ /2			の対象		議員1人 当たりの	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収文報告書の	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支等の	報告書への領収書 添付の義務付け	
都道府県名	市町村名	会派 議員のみのみ	会派 及び 議員	その作	也 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	
北海道	札幌市	0				400	無		5	可	何人も	有	全て	
北海道	函館市	0				50	無		5	可	何人も (函館市情報公開条例第5条)	無		支出伝票への添 付を義務付け
北海道	小樽市	0				15	無		5	可	何人も	有		
北海道	旭川市	0				80	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	全て	
北海道	室蘭市	0				20	無		5	可	何人も	有	全て	
北海道	釧路市		0			40	無		5	可	何人も	有	全ての写し	
北海道	帯広市	0				30	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有		
北海道	北見市	0				30	有	北見市特別職報酬等 審議会	5	可	何人も	有	領収書その他の証 拠書類の写し	
北海道	岩見沢市	0				10	無		5	⊢j	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人その他の団体 ③市内に所在する事務所又は事業所 に勤務する者 ④市内に所在する学校に在籍する者 ⑤市の区域内に不動産を所有する個 人又は法人その他の団体 ⑥実施機関が行う事務事業に利害関 係を有すると認められる者	無		
北海道	網走市	0				20	無		5	可	何人も	有		
北海道	留萌市		0			10	無		8	可	何人も	有	全て	H21~H22の2ヵ 年は支給凍結
北海道	苫小牧市	0				25	有	苫小牧市特別職報酬 等審議会	5	可	何人も	有	全て領収書添付 (旅費は、旅費計 算書添付)	
北海道	稚内市	0				30	無		5	可	何人も	有	領収書を添付	
北海道	美唄市	0				8	無		5	可	何人も	無		
北海道	芦別市	0				7	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も (芦別市情報公開条例に基づく)	有	領収書等の証拠書 類の写し(全て)	
北海道	江別市		0			15	無		5	可	何人も	有		

*** ** ** ** ** **			交付	の対象	Ę	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 幹からの意見聴取	収支報告書の	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	
都道府県名	市町村名	会派 議員のみのみ	1471	その作	也 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	
北海道	紋別市	0				20	無		5	可	市内に住所を有する者等	有		
北海道	名寄市	0				10	無		5	可	市内に住所を有する者	有	全て	
北海道	三笠市		0			4	有	市民の意見を聞く会 (第三者機関)	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務す る者 ④市内の学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有すると認められる者	有	領収書等の支出証 拠書類(全て)	
北海道	根室市	0				8	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所、又は事業所を有する個人及びその他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務する者 ④市内の学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められる者 (根室市情報公開条例に基づく)	有		
北海道	千歳市	0				3	無		5	可	何人も	有	領収書写しの添付	
北海道	滝川市		0			11	有	滝川市特別職報酬等 審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人その他の団体 ③市内に所在する事務所又は事業所 に勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有するもの	有	領収書その他の証 拠書類	
北海道	砂川市		0			10	無		5	可	何人も	有		
北海道	深川市	0				10	無		5	可	何人も	有		
北海道	登別市	0				10	無		5	可	何人も	有	全て	
北海道	恵庭市	0				3	無		5	可	何人も	有	全件写しの添付	会計帳簿及び領 収証は会派にて 保管(5年保存)
北海道	伊達市		0			10	無		5	可	何人も	有	全て	
北海道	北広島市	0				13	無		5	可	何人も	有		

****	mr-+ /2		交付	の対象	Ŕ	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 争からの意見聴取	収支報告書の	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	
都道府県名	市町村名	会派 議員のみのみ		その作	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	
北海道	石狩市	0				4	無		5	可	何人も	有		
北海道	当別町		0			10	無		5	可	何人も	有		H19~H21は支給 凍結
北海道	福島町	0				5	無		5	可	何人も	有	すべて	
北海道	上ノ国町	0				10	無		5	可	何人も	無		
北海道	京極町	0				10	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	有		
北海道	南幌町	0				5	無		5	可	何人も	有		
北海道	由仁町	0				6	無		5	可	何人も	有		
北海道	長沼町	0				8	無		5	可	何人も	有		
北海道	栗山町	0				8	無		5	可	何人も	有		
北海道	月形町	0				4	無		5	可	何人も	有		
北海道	東神楽町	0				7	無		5	可	何人も	有	全て	
北海道	上川町	0				15	無		5	可	何人も	有	全て	
北海道	東川町		0			9	無		5	可	町内に住所を有する者	無		
北海道	下川町	0				10	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③町内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④町内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有する者	有	全て	
北海道	美深町		0			13	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③町内の事務所又は事業所に勤務す る者 ④町内の学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	有	全て	

松光 立旧 4	-t: ur+4 /2		交付	の対象	泉	議員1人 当たりの	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 幹からの意見聴取	収支報 告書の 保存期	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	備考
都道府県名	市町村名	会派 議員のみのみ	1 TZ 7 1	そのイ	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	
北海道	音更町	0				8	有	特別職報酬等審議会	5	可	①音更町内に住所を有する者 ②音更町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	有	支出に係る領収書 等の証拠書類の写 しを添付	
北海道	釧路町			0	会派又は議員の選択制	20	無		10	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人、その他団体 ③町内に存する事務所又は事業者に 勤務する者 ④本条例施行により利害関係を有す る者	有	全件添付(1円以 上でかつ原本)	
計	45団体	21 13 団体 団体					8 団体			45 団体		40 団体		
青森県	青森市		0			90	無		5	可	何人も	有	全ての領収書の写	
青森県	八戸市	0				80	無		5	可	何人も	有	全ての支出	
青森県	五所川原市	0				3	無		5	可	何人も	無		H20.4.1~ H23.3.31は交付 しない
青森県	十和田市	0				30	有	特別職報酬等審議会	5	可	①市内に住所を有するもの ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	有	旅費を除くすべて	
計	4団体	3 (3 団体 団体	_				1 団体			4 団体		3 団体		
岩手県	盛岡市	0				50	有	盛岡市議会政務調査 費検討懇話会	5	可	何人も	有	全て	
岩手県	宮古市	0				13	無		5	可	何人も	有		
岩手県	大船渡市			0	会派又は会 派に所属し ない議員	7	有	大船渡市特別職報酬 等審議会	10	可	何人も	有	領収書等の写しを 添付(会派又は議 員は10年間保存)	
岩手県	花巻市	0				20	無		5	可	何人も	有		_
岩手県	北上市		0			15	無		5	可	何人も	有	領収書の写し	
岩手県	久慈市		0			5	有	市議会政務調査費の 交付額を検討するた めの懇話会	5	可	何人も	有	領収書の写しを添 付(本物は各会派 で5年間保存)	
岩手県	遠野市	0				5	無		5	可	市内に住所を有する者	有		

都道府県名	市町村名	△ぶ 	会派	の対象		議員1人 当たりの 交付月額	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	日書の保存期	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け 義務付けに要件が	備考
		会派議員のみのみ		رد	内容	(千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	(年)		請求権者の範囲		ある場合はその内 容	
岩手県	一関市		0			15	有	一関市合併準備会特 別職報酬等審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事務所を有する 個人又は法人	有		
岩手県	陸前高田市		0			8	無		5	可	何人も	有	原則として全て	
岩手県	釜石市	0				13	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人その他の団体 ③市内に所在する事務所又は事業所 に勤務する者	無		
岩手県	二戸市	0				10	無		5	可	何人も	有	やむを得ない理由 により領収書を添 付できない場合 は、支払証明書	
岩手県	八幡平市			0	会派又は議 員個人	20	無		5	可	市の区域内に ①住所を有するもの ②事務所又は事業所を有する個人及 び法人その他の団体 ③存する事務所又は事業所に勤務す る者 ④存する学校に在学する者 ⑤事務・事業に利害関係を有する者	有		
岩手県	奥州市		0			12	無		10	可	何人も	有		
岩手県	滝沢村		0			20	無		5		村の区域内に ①住所を有するもの ②事務所又は事業所を有する個人、 法人その他の団体 ③事務所または事業所に勤務する者 ④学校に在学する者以上のほか、事 務又は事業に利害関係を有する者	有	金額の設定はなく全件対象	
<u></u>	14団体	1 5 団体 団体	_	_			4 団体			14 団体		13 団体		
宮城県	仙台市	0				350	無		5	可	仙台市情報公開条例に基づき公開し ており、全ての人が請求できる	有	1件1万円を超える 領収書の添付	
宮城県	石巻市	0				30	無		5	可	何人も	有	全て	

都道府県名	市町村名			の対象		議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 等からの意見聴取	収支報 告書の 保存期	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け 義務付けに要件が	備考
		会派議員のみのみ	会派 及び 議員	その	他 内容	(千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内容	
宮城県	塩竃市		0			20	有	塩竈市特別職報酬等 審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	有	領収書その他支出 の内容を証するも のを添付	
宮城県	気仙沼市	0				10	有	気仙沼市特別職報酬 等審議会	5	可	何人も	有	領収書その他内容 を証する書類	
宮城県	白石市	0				5	無		5	可	何人も	有		
宮城県	名取市	0				12	有	特別職報酬審議会	10	可	何人も	有		
宮城県	角田市	0				5	有	角田市特別職報酬等 審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に有する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有するもの	有	領収書その他その 内容を証する書類	
宮城県	多賀城市			0	会派及び会 派に属しな い議員	15	無		10	可	何人も	有		
宮城県	岩沼市			0	会派及び会 派に属しな い議員	7	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	支出全般につき添 付を要する	
宮城県	登米市	0				30	無		5	可	何人も	有		
宮城県	東松島市	0				10	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有		
宮城県	大崎市			0	会派及び会 派に属しな い議員	7	無		5	可	何人も	有		
宮城県	大河原町	0				5	無		10	可	何人も	有	領収書の写し又は それに代わるもの	
宮城県	柴田町			0	会派又は議 員	4	無		5	可	柴田町情報公開条例第5条に規定す る者	有		

	-+- m-r-+-b /2			の対象		議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 争からの意見聴取	収支報告書の	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	/±±: →z.
都道府県名	市町村名	会派議員のみのみ	会派 及び 議員	その	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
宮城県	丸森町		0			8	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③町内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④町内に存する学校に在学する者 ⑤町の行政に利害関係を有するもの	有	領収書の写しを添 付	
宮城県	松島町		0			7	有	松島町議員報酬等審 議会	5	可	町内に、住所、事務所又は事業所を 有する個人並びに法人	有		
宮城県	七ヶ浜町		0			8	無		5	可	何人も	有		
宮城県	利府町	0				15	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	金額に関わらずす べて領収書を添付	
宮城県	大和町		0			5	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	交通・宿泊費以外 は領収書添付	
宮城県	大郷町		0			5	有	特別職等報酬審議会	5	可	何人も	有		
宮城県	富谷町			0	会派又は議 員	15	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有		
宮城県	女川町		0			5	無		5	可	何人も	有	全ての対象経費	
計	22団体	10 0 団体 団体		_	_		11 団体			22 団体		22 団体		
秋田県	秋田市	0				100	有	秋田市特別職報酬等 審議会	5	可	市内に住所を有する者 市内に勤務する者	有	金額に関係なくす べての領収書等	
秋田県	能代市	0				10	無		5	可	能代市情報公開条例による	有		
秋田県	横手市	0				10	有	横手市特別報酬等審 議会	5	可	何人も	有		
秋田県	大館市	0				15	有	大館市特別職報酬等 審議会	5	可	何人も	有		
秋田県	男鹿市	0				8	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務す る者 ④市内の学校に通学する者 ⑤市の事務事業に関係を有する者	有		
秋田県	湯沢市	0				5	有	湯沢市特別職報酬等 審議会条例	5	可	何人も	有	原本添付	

都道府県名	市町村名			の対象		議員1人 当たりの	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 stからの意見聴取	収支報 告書の 保存期	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書添付の義務付け	備考
那但小 尔石		会派 議員のみのみ	会派 及び 議員	その1	也 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	
秋田県	鹿角市	0				5	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も (情報公開条例による)	有	全ての支出(規則 で定める様式中の 注記で義務付け)	
秋田県	由利本荘市			0	会派及び会 派に属さな い議員	10	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	無		
秋田県	大仙市	0				10	有	大仙市特別職報酬等 審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内の法人・個人事業者等 ③市内に勤務する者 ④市内に在学する者 ⑤市の事務事業に利害関係を有する 者(利害関係を有する公文書に限る)	有		
秋田県	仙北市	0				10	無		5	可	何人も	有	すべて	
計	10団体	3 6 団体 団体	-	_			6 団体			10 団体		9 団体		
山形県	山形市	0				120			5	可	何人も	有	調査旅費は山形市 旅費規程(特別職) に準じて支出する ため領収書添付不 要。ただし、航空 賃は領収書添付を 義務付け。	
山形県	米沢市	0				23	有	米沢市特別職報酬等 審議会	5	可	何人も	有	報告書及び当該支 出に係る領収書等 の証拠書類を当該 政務調査費の交付 を受けた年度の翌 年度の5月20日ま でに議長に提出	査研究に資する ため必要な経費
山形県	鶴岡市		0			30			5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務又は事業に関 し相当の利害関係を有すると認めら れるもの	有		
山形県	酒田市		0			25			5	可	何人も	有	全て	

都道府県名	市町村名			の対象		議員1人 当たりの	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 ֆからの意見聴取	収支報 告書の 保存期	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	備考
1100万元	111111111111111111111111111111111111111	AIN MA		その	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	IM ₹⊃
山形県	新庄市	0				5	有	特別職報酬等審議会	5	可	市内に住所を有する個人及び市内に 事業所を有する法人その他の団体	有	証拠書類(支出を 証する領収書等)	
山形県	寒河江市	0				15	有	市特別職報酬等審議会(当初)	5	可	①市の区域内に住所を有する者 ②市の区域内に事務所又は事業所を 有する個人及び法人その他団体 ③市の区域内の事務所又は事業所に 勤務する者 ④市の区域内の学校に在学する者	有	金額にかかわらず 全ての写しを添付 すること	
山形県	上山市		0			10	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務又は事業に関 し相当の利害関係を有すると認めら れる者	有	支出金額すべて	
山形県	村山市	0				10	有	市特別職報酬等審議 会	5	可	何人も	有		
山形県	長井市	0				10			5	可	何人も	有	支出金額すべて	
山形県	天童市		0			13			5	可	①市の区域内に住所を有する者 ②市の区域内に事務所又は事業所を 有する法人その他の団体 ③市の区域内に存する事務所又は事 業所に勤務する者 ④市の区域内に存する学校に在学す る者 ⑤当該情報を必要とする理由を明ら かにすることができるもの	有		
山形県	東根市		0			13	有	特別職報酬等審議会	5	可	①市の区域内に住所を有する者 ②市の区域内に事務所又は事業所を 有する個人、法人及びその他の団体 ③市の区域内に存する事務所又は事 業所に勤務する者 ④市の区域内に存する学校に在学す る者 ⑤市の行政に利害関係を有するもの (東根市情報公開条例)	有	領収書の写しを添 付	

₩ 光 克旧 4	+ mr.+ b /2		交付	の対象	象	議員1人 当たりの	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 幹からの意見聴取	収支報告書の	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	備考
都道府県名	市町村名	会派議員のみのみ	マースティド	その	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	僱 考
山形県	尾花沢市	0				5			5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④実施機関が行う事務事業に利害関 係を有するもの	有		
山形県	南陽市	0				10			5	可	何人も	有	金額にかかわらず 全てのもの	
山形県	大江町	0				5			4	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人	有	領収書の添付	
山形県	高畠町	0				15			5	可	何人も	有		
山形県	川西町	0				10			5	可	何人も	有		
山形県	白鷹町	0				5			5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人その他の団体 ③町内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④町内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が保有する情報の公開を 必要とする理由を明示して請求する 個人又は法人その他の団体	有		
山形県	飯豊町	0				10			5	可	何人も	有		
計	18団体	5 団体 団体	8 5 本 団体				5 団体			18 団体		18 団体		
福島県	福島市	0				100	無		5	可	何人も	有		
福島県	会津若松市	0				35	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者及び市内に事務所又は事 業所を有する法人その他の団体の構 成員 ④市内に存する学校に在学する者	有		
福島県	郡山市	0				130	無		5	可	縦覧なので範囲はない	有	全て	
福島県	いわき市	0				110	無		6	可	情報公開請求による範囲	有	全ての支出	

都道府県名	市町村名			の対象		当たりの	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 争からの意見聴取		収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	備考
即 旦 州	川川川村	会派議員のみのみ	会派 及び 議員	その作	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	VIII 45
福島県	白河市	0				20	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人	有		
福島県	須賀川市	0				30	無		5	可	何人も	有	全額添付	
福島県	喜多方市	0				20	有	特別職報酬等審議会	5	可	①市の区域内に住所を有する者 ②市の区域内に事務所又は事業所を 有する個人又は法人その他の団体 ③市の区域内に存する事務所又は事 業所に勤務する者 ④市の区域内に存する学校に在学する者	無		
福島県	二本松市	0				10	無		5	可	市内に住所を有する者	有	全て	
福島県	田村市			0	会派又は無 会派議員	20	無		5	可	市内に住所を有する個人、企業等	有		
福島県	南相馬市		0			15	有	南相馬市特別職報酬等審議会	5	可	①市の区域内に住所を有する者 ②市の区域内に事務所又は事業所を 有する個人及び法人その他の団体 ③市の区域内に存する事務所又は事 業所に勤務する者 ④市の区域内に存する学校に在学す る者 ⑤実施機関が行う事務又は事業に利 害関係を有すると認められるもの	有		
福島県	西郷村			0	会派又は議 員の選択制	20	無		5	可	村内に住所を有する者並びに村内に 事業所を有する個人及び法人	有	領収書及びその他 の支出を明らかに した書面	
福島県	浪江町	0				5	無		5	可	町内に住所を有する者	有		
計	12団体	7 2 団体 団体	_	2 団体			2 団体			12 団体		11 団体		
茨城県	水戸市	0				90	無		5	可	何人も	有		
茨城県	日立市	0				45	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	有		

	-hames let for			交付	の対象	Ę	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	古書の	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	/44- day
都道府県名	市町村名	会派のみ	議員のみ		その作	也 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
茨城県	土浦市			0			25	有	土浦市特別職報酬等 審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市の区域内に存する学校に在学す る者 ⑤その他具体的利害関係を有する者	有		
茨城県	古河市		0				25	無		5	可	何人も	有		
茨城県	石岡市	0					13	無		5	可	何人も	有		
茨城県	結城市			0			10	無		3	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務す る者 ④市内の学校に在学する者 ⑤市内に納税義務を有する者	無		
茨城県	龍ケ崎市		0				4	無		5	可	原則,市内の在住者・在勤者・在学 者・事業者・法人	有		
茨城県	下妻市	0					5	無		5	可	何人も	無		
茨城県	常総市	0					10	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 法人又は個人	有		
茨城県	常陸太田市	0					15	無		5	否		有		
茨城県	高萩市		0				10	無		5	可	何人も	有		
茨城県	北茨城市		0				10	無		5	可	市内に住所を有する者	無		
茨城県	笠間市		0				25	無		5	可	何人も	無		
茨城県	取手市	0					8	無		5	可	何人も	有		
茨城県	牛久市	0					8	無		5	可	何人も	有		
茨城県	つくば市	0					30	有	つくば市特別職報酬 等審議会	5	可	何人も	有		
茨城県	ひたちなか市	0	L				45	無		5	可	情報公開条例による	有		
茨城県	守谷市	0					10	無		3	可	市内に住所を有する者	有		

都道府県名	市町村名			の対象		議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 幹からの意見聴取	収支報 告書の 保存期	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	備考
40 担 村 県 名		会派 議員のみのみ	及び	その作		交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内	
		0)4 0)4	議員		内容			(機関)寺の石が	(十)				容	
茨城県	那珂市	0				20	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	有		
茨城県	筑西市		0			20	無		5	可	市内に住所を有する者	有		H19.4.1~停止
茨城県	坂東市	0				10	無		5	可	何人も	有		
茨城県	かすみがうら市		0			13	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人 ③市の区域内に存する事務所又は事 業所に勤務する者 ④市の区域内に存する学校に在学す る者 ⑤上記のほか,議長が特に認めた者	有		
茨城県	つくばみらい市	0				10	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	有		H19.4.1~停止
茨城県	東海村		0			20	無		10	可	①村内に住所を有する者 ②村内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③村内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④村内に存する学校に在学する者 ⑤村に納税義務のある者	有		
茨城県	河内町	0				5	無		5	可	町内に住所を有する者	有		
茨城県	境町	0				10	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	有		
茨城県	利根町		0			5	無		5	可	何人も	有		
計	27団体	12 9 団体 団体	-				2 団体			26 団体		23 団体		
栃木県	宇都宮市	0				120	無		5	可	要件なし	有		
栃木県	足利市	0				70	有	足利市特別職報酬等 審議会	5	可	何人も	有		

	-lame I. I. fr			交付	の対象	į	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 幹からの意見聴取	収支報告書の	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	/44. day
都道府県名	市町村名	会派のみ	議員のみ	会派 及び 議員	その作	内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
栃木県	栃木市	0					30	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤市税の納税義務者 ⑥実施機関が行う事務事業に利害関 係を有する者	有		
栃木県	佐野市	0					25	無		10	可	何人も	有		
栃木県	鹿沼市	0					28	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤市税の納税義務者 ⑥実施機関が行う事務事業に利害関 係を有する者	有		
栃木県	小山市		0				53	無		5	可	何人も	有		
栃木県	真岡市			0			17	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	有		
栃木県	大田原市	0					17	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	有		
栃木県	矢板市			0			20	無		5	可	何人も	有		
栃木県	那須塩原市	0					20	無		5	町	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者	有		
栃木県	上三川町		0				10	無		5	可	情報公開条例の規定による	有		

	1-116		交付	の対象	3	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 幹からの意見聴取	収支報告書の	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	an to
都道府県名	市町村名	会派議員のみのみ	会派 及び 議員	その作	也 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
栃木県	益子町	0				5	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③町内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④町内に存する学校に在学する者 ⑤町税の納税義務者 ⑥実施機関が行う事務事業に利害関 係を有する者	有		
栃木県	茂木町		0			7	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③町内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④町内に存する学校に在学する者 ⑤町税の納税義務者 ⑥実施機関が行う事務事業に利害関 係を有する者	無		
栃木県	市貝町	0				5	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③町内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④町内に存する学校に在学する者 ⑤町税の納税義務者 ⑥実施機関が行う事務事業に利害関係を有する個人・法人その他の団体	有		
栃木県	芳賀町		0			5	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③町内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④町内に存する学校に在学する者 ⑤町税の納税義務者	無		
栃木県	壬生町		0			10	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③町内に在する事務所又は事業所に 通勤する者 ④町内に在する学校に通学する者 ⑤町税の納税義務者 ⑥実施機関が行う事務事業に利害関係を有する個人・法人その他の団体	有		

			交付	の対象	Ŕ	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収支報告書の	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	/++- + z
都道府県名	市町村名	会派議員のみのみ	会派 及び 議員	その作	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
栃木県	野木町	0				10	無		5	可	何人も	有		
栃木県	大平町			0	会派又は議員の選択制	10	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③町内に存する事務所又は事業所に 通勤する者 ④町内に存する学校に在学する者 ⑤町に対して納税義務を有するもの ⑥町の行政に利害関係を有するもの	有		
栃木県	藤岡町	0				10	無		5		①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③町内に存する事務所又は事業所に 通勤する者 ④町内に存する学校に通学する者 ⑤町税の納税義務者 ⑥実施機関が行う事務事業に利害関 係を有する個人・法人その他の団体	無		
栃木県	岩舟町	0				10	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事業所を有する個人及び法 人その他の団体 ③町内に存する事務所又は事業所に 勤務するもの ④町内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有する者	有		
栃木県	都賀町	0				10	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事業所を有する者 ③町内に通勤・通学する者 ④町税の納税義務者 ⑤実施機関が行う事務事業の利害関 係者	有		
計	21団体	8 7 団体 団体		_			1 団体			21 団体		18 団体		
群馬県	前橋市	0				100	無		5	可	何人も	有		
群馬県	高崎市	0				83	無		5	可	何人も	無		
群馬県	桐生市		0			27	有	特別職報酬審議会	5	可	市内に在住、在勤、在学する者	有		

都道府県名	市町村名			交付			議員1人 当たりの	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 穿からの意見聴取	収支報 告書の 保存期	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支 等の	報告書への領収書 添付の義務付け	備考
邻 担	川町刊名	会派のみ	D 7.	会派 及び 議員	そのイ	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	/用·与
群馬県	伊勢崎市	0					35	無		5	可	市内に住所を有する者、市内に存する事務所又は事業所に勤務する者、市内に存する学校に在学する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、市の行政に直接的な利害関係を有する者	有		
群馬県	太田市				0	会派と会	35	有	特別職報酬等審議会	5	可	市内に住所を有する者 市内に事務所又は事業所を有する個 人又は法人	有	交通費、旅費、宿 泊費等は、出張届 の写しを添付	
群馬県	沼田市	0					12	無		10	可	市内に住所を有する者 市内に事務所(事業所)を有する法 人	有	旅費以外の支出に ついて全て(旅費 は職員の旅費規程 による)	
群馬県	館林市	0					13	無		5	可	何人も	無		
群馬県	渋川市			0			10	有	特別職報酬等審議会	10	可	渋川市情報公開条例による	有		
群馬県	藤岡市		0				13	有	特別職報酬等審議会	5	可	①市内に住所を有する ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務す る者 ④市内の学校に在学する者	有		
群馬県	富岡市	0					8	無		5	可	市民及び利害関係者	無		
群馬県	安中市	0					10	無		5	可	何人も	有		
群馬県	みどり市		0				10	無		5	可	市内に住所を有するもの及び市内に 事務所又は事業所を有する個人又は 法人	有		
群馬県	吉井町		0				10	無		5	可	町内在住、在勤者及び利害関係者	無		
群馬県	下仁田町		0				2	無		5	可	町内に住所を有する者、町内に事務 所又は事業所を有する者	無		
群馬県	大泉町		0				13	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	1件1円以上	
計	15団体	7 団体	5 団体			_		5 団体			15 団体		10 団体		
埼玉県	さいたま市				0	会派又は議 員の選択制	340	有	さいたま市特別職報 酬等審議会	5	可	何人も	有		
埼玉県	川越市	0					80	無		5	可	何人も	有		

都道府県名	市町村名	会派議員のみのみ	会派	の対象	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者 (機 等からの意見聴取 意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者 請求権者の範囲	等の	報告書への領収書 添付の義務付け 義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
埼玉県	熊谷市		0		26	無		10	可	市内に住所を有する者等	有		
埼玉県	川口市		0		180	無		5		①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有するもの ⑥公文書の公開を必要とする理由を 明記できるもの	有		
埼玉県	行田市	0			10	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤その他議長が適当と認めた者	有		
埼玉県	秩父市	0			14	無		5	可	①市の区域内に住所を有するもの ②市の区域内に事務所又は事業所を 有する個人及び法人その他の団体 ③市の区域内に存する事務所又は事 業所に勤務する者 ④市の区域内に存する学校に在学す る者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有するもの	有		
埼玉県	所沢市	0			70	有	特別職報酬等審議会	5	可	(所沢市情報公開条例第5条に規定 する者) 市内に住所を有する者等	有		
埼玉県	飯能市	0			8	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人、その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務す る者 ④市内の学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務又は事業に利 害関係を有する者	有		

	-lame I. I. fr			交付の	の対象	泉	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	古書の	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	/44- de
都道府県名	市町村名	会派にのみのみの	07.	会派 及び 議員	その1	他 内容	交付月額(千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
埼玉県	加須市			0			12	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤その他実施機関が行う事務事業に 利害関係を有する者	有		
埼玉県	本庄市		0				16	無		5	可	何人も	有		
埼玉県	東松山市	0					15	無		5	可	何人も	有		
埼玉県	春日部市	0					17	無		5	可	何人も	有	領収書等の写し	
埼玉県	狭山市				0	会派又は議 員どちらか	20	無		5	可	市内に住所を有する者または市内に 勤務、在学する者	有	領収書の写し	
埼玉県	羽生市			0			12	無		3	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に勤務する者 ⑤その他羽生市議会に利害関係を有 する者	有	領収書の写し	
埼玉県	鴻巣市	0					17	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	有		
埼玉県	深谷市	0					25	無		5	可	何人も	有	全部	
埼玉県	上尾市	0					25	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する者 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤その他市の機関が行う事務又は事 業に利害関係を有する者	無		
埼玉県	草加市			0			90	無		5	可	何人も	有	全て領収書を添付	

**************************************				の対象	議員1人 当たりの	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 争からの意見聴取	収支報告書の	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書 等の添付の義務付け	/##: + / /.
都道府県名	市町村名	会派のみ	議員 会派 及び 議員	その他内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲	義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
埼玉県	越谷市		0		議員40会派	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
埼玉県	蕨市	0			33	無		5	可	何人も	領収書のコピー添 付、原本は会派が 保管	
埼玉県	戸田市	0			40	無		5	可	何人も	有	
埼玉県	入間市	0			20	無		5	可	市内に住所を有する者ほか	有	
埼玉県	鳩ヶ谷市	0			30	無		5	可	何人も	有	
埼玉県	朝霞市	0			20	有	特別職報酬等審議会	5	可	朝霞市情報公開条例第5条 ①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は、事業所を有す る個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤①~④のほか、公文書の公開を必 要とする理由を明示して請求する個 人及び法人その他の団体	有	
埼玉県	志木市		0		20	無		5	可	何人も	有	
埼玉県	和光市		0		20	無		5	可	何人も	有	
埼玉県	新座市	0			20	無		5	可	何人も	有	
埼玉県	桶川市			会派又は会 ぶに属しな い議員	10	無		5	可	①市内に住所を有するもの ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有するもの	有 領収書の写しを添付	
埼玉県	久喜市	0			20	無		5	可	何人も	有	
埼玉県	北本市	0			20	無		5	可	情報公開条例に基づく	有	

	lamal I fo		交付	の対象	3	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収支報告書の	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	
都道府県名	市町村名	会派 議員のみのみ	TL ブド	その作	也 内容	交付月額(千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	
埼玉県	八潮市	0				8	無		5	可	情報公開条例に基づく	有		
埼玉県	富士見市	0				20	無		5		①市内に住所を有する者・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体・市内に存する事務所又は事業所に勤務する者②市内に存する学校に在学する者・実施機関が行う事務事業によって権利又は利益に直接の影響を受ける内容を明示して請求する個人及び法人その他の団体	有	領収書の原本を添付	
埼玉県	三郷市	0				20	無		5	可	市内に住所を有する者・市内に事務 所又は事務所を有する個人及び法人 その他の団体・市内の事務所又は事 務所に勤務する者・市内の学校に在 学する者	有	支出したものすべ て	
埼玉県	蓮田市	0				15	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	有		
埼玉県	坂戸市	0				20	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事務所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有するもの	有		平成21年度に限 り月額1万円を 減じた額を交付
埼玉県	幸手市	0				10	無		5	可	何人も	有	領収書原本の添付	
埼玉県	鶴ヶ島市	0				10	無		5	可	市内在住者、在勤者、在学者、市内 の法人等、その他開示を必要とする 理由を明示する者	有	支出したものすべ てについて領収書 原本の添付	
埼玉県	日高市	0				10	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事務所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事務所に勤務す る者 ④市内の学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務又は事業に利 害関係を有するもの	無		
埼玉県	吉川市	0				20	無		5	可	何人も	有		

都道府県名	市町村名		交付	の対象	Ŗ	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 浄からの意見聴取	収支報 告書の 保存期	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	備考
印 但 的 乐 泊	川町竹石	会派 議員のみのみ	会派 及び 議員	その	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内容	1/HI /5
埼玉県	ふじみ野市	0	FLAS			10	無		5	可	情報公開条例に基づく範囲	有		
埼玉県	伊奈町	0				7	無		3	可	何人も	有	全て	
埼玉県	三芳町	0				5	無		5	否		有		
埼玉県	滑川町			0	会派又は議 員	3	無		5	可	何人も	有	全て	
埼玉県	嵐山町			0	会派又は議 員	3	無		5	可	何人も	有		
埼玉県	小川町			0	会派又は議 員の選択制	5	無		5	可	町内に住所を有する者	有		
埼玉県	川島町	0				3	無		5		①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③町内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④町内に存する学校に在学する者 ⑤その他実施機関が保有している公 文書の開示を必要とする相当の理由 を有する個人及び法人その他の団体	無		
埼玉県	鳩山町	0				3	無		5	可	何人も	有	会計帳簿を調製	
埼玉県	美里町	0				7	無		5	可	何人も	有	何人も	
埼玉県	神川町	0				6	無		5	可	何人も	有	コピーも可	
埼玉県	上里町	0				6	無		5	可	上里町情報公開条例で定める範囲	有		
埼玉県	騎西町	0				8	有	騎西町特別職報酬等 審議会	5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	有	すべての支出につ いて領収書その他 支出を証する書面 の写し(領収書そ の他支出をごとして 動面の写しを徴し 難い事情があった ときは、その旨を 記載した書面)	
埼玉県	大利根町		0			10	無		5	可	町の区域内に住所を有する人	有		

如光应旧夕	市町村名			の対象		議員1人 当たりの	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 穿からの意見聴取	収支報 告書の 保存期	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	備考
都道府県名	川町刊名	会派議員のみのみ	会派 及び 議員	そのイ	也 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	7佣 芍
埼玉県	白岡町	0				10	無		5		(白岡町情報公開条例で定める範囲) ①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③町内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④町内に存する学校に在学する者 ⑤その他実施機関が行う事務事業に 利害関係を有するもの	有		
埼玉県	菖蒲町		0			10	無		5	可	町内に住所を有する者、町内に事務 所又は事業所を有する個人又は法人	有	全て	
埼玉県	栗橋町		0			10	無		5	可	何人も	有	すべて	
埼玉県	鷲宮町	0				10	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所(事業所)を有する個 人、法人、その他団体 ③町内の事務所(事業所)に勤務する 者 ④町内の学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務(事業)に利害 関係を有する者	有		
埼玉県	杉戸町		0			10	無		5	可	(杉戸町情報公開条例第5条に規定するもの) ①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③町内に存する事務所又は事業所に勤務する者 ④町内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	有		
埼玉県	松伏町	0				10	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	全部	
計	58団体	30 12 団体 団体					6 団体			57 団体		55 団体		
千葉県	千葉市			0	会派又は会 派及び議員 の選択制	300	無		5	可	何人も	有	すべて(領収書の 内容に不備がある 場合や領収書を徴 することができな い場合はこれに代 わる書面)	

₩ \	mr.+-b /2		交付	の対象	₹	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収支報告書の	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	備考
都道府県名	市町村名	会派議員のみのみ		その1	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	
千葉県	銚子市	0				20	無		10	可	何人も	有	領収書の徴収が可能なものについて は全て	
千葉県	市川市	0				80	無		5	可	何人も	有		議員2人以上の 会派
千葉県	船橋市		0			80	無		5	可	何人も	有	すべて(領収書を 徴することができ ない場合は、これ に代わる書面)	
千葉県	館山市	0				8	無		5	可	市内に住所を有する者等	有		
千葉県	木更津市	0				20	有	特別職報酬等審議会	5	可	市内に住所、事業所を有する者等	有	電車・バスの運賃 等領収書を徴する ことが一般的でな いものを除き、す べて原本貼付	
千葉県	松戸市			0	会派又は会派に属さない議員	50	無		5	可	何人も	有	交通費、日当以外 の全ての費用につ いて領収書の添付 を義務付け ※通信交通費は月 額1万円を超えて の使用はできない	
千葉県	野田市	0				23	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事務所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	有		
千葉県	茂原市	0				14	無		3	可	何人も	有		
千葉県	成田市	0				60	無		5	可	何人も	無		
千葉県	佐倉市		0			40	有	佐倉市特別職報酬等 審議会	5	可	何人も	有	領収書を徴する	
千葉県	東金市	0				18	無		5	可	市内に住所を有する者、市内に事務 所又は事業所を有する個人及び法人 その他の団体、市内に存する事務所 又は事業所に勤務する者、市内に存 する学校に在学する者	有		

	lamal 1 6		交付	の対象	₹	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 ệからの意見聴取	古書の	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書添付の義務付け	(M) - 1-1
都道府県名	市町村名	会派議員のみのみのみ		その	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
千葉県	旭市	0				10	無		5	可	市内に住所、事務所又は事業所を有 する個人又は法人	有		
千葉県	習志野市	0				30	無		5	可	情報公開条例による	有		
千葉県	柏市		0			① 会 高 高 員 :50 ② 高 員 :80か ら 会 会付 (10) と を 額 を で 額 を を が は に 、 会 付 100 に 高 が に も の が に も の は に の は に の に に に に に に に に に に に に に	有	柏市政務調査費懇話会	5	可	情報公開条例に基づく	有	調査旅費を除く	
千葉県	勝浦市	0				7	無		5	可	勝浦市情報公開条例の例による	無		
千葉県	市原市	0				110	無		5	可	何人も	有		
千葉県	流山市			0	会派及び会派に属さない議員	40	無		5	可	何人も可 収支報告書のみは情報公開コーナー 及び市ホームページで公開。 領収書については本市情報公開条例 の規定に基づき開示。	有		
千葉県	八千代市	0				40	有	特別職職員報酬等審議会	5	可	何人も	有	全て (領収書を徴することができないものについては、それに代わる証票類を添付)	
千葉県	我孫子市	0				25	無		5	可	何人も	有		
千葉県	鎌ケ谷市	0				20	有	鎌ケ谷市特別職報酬 等審議会	5	可	何人も	有	電車・バスの運賃 等領収書を徴する ことが一般的でな いものを除き、す べて原本貼付	
千葉県	君津市	0				4・10月は 20、その 他の月は 16	有	君津市特別職報酬等 審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者	無		

都道府県名	市町村名	会派 議員	会派	の対象		議員1人 当たりの 交付月額	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 等からの意見聴取 意見聴取した第三者	保存期	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者 ************************************		報告書への領収書 添付の義務付け 義務付けに要件が	備考
		のみのみ	及び 議員		内容	(千円/月)		(機関)等の名称	(年)		請求権者の範囲		ある場合はその内 容	
千葉県	富津市	0				4・10月は 20、その 他の月は 16	無		5	可	何人も	有	やむを得ない理由 により領収書を徴 することができな いときは、会派の 代表者が発行する 「支払証明書」を もって代える	
千葉県	浦安市		0			30	無		5	可	浦安市情報公開条例による	有	レシートも可	
千葉県	四街道市			0	会派及び会 派に属さな い議員	20	無		5	可	①市内在住、在勤、在学者 ②市内事業者(法人、団体)	有	全て	
千葉県	袖ケ浦市	0				20	有	袖ケ浦市特別職報酬 等審議会	10		①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤市税の納税義務を有する者 ⑥実施機関が行う事務事業に利害関 係を有すると認められる者	無		
千葉県	八街市	0				30	有	特別職報酬等審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所(事業所)を有する 個人、法人その他の団体 ③市内の事務所(事業所)に勤務す る者 ④市内の学校に在学する者 ⑤利害関係を有すると認められる者	有	すべて添付	
千葉県	印西市	0				30	無		5	可	何人も	有	領収書等の添付	
千葉県	白井市	0				30	有	白井市特別職報酬等 審議会	5	可	何人も	有	すべて	
千葉県	富里市	0				20	無		5	可	何人も	有	領収書等を徴する ことができない場 合はこれに代わる 書面を添付	

	lamat Life		交付	の対象	į	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 幹からの意見聴取	収支報告書の	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	646 de
都道府県名	市町村名	会派 議員のみのみ	17. イド	その作	内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
千葉県	南房総市		0			5	無		5	可	①本市の区域内に住所を有する者 ②本市の区域内に事務所又は事業所 を有する個人及び法人その他の団体 ③本市の区域内に存する事務所又は 事業所に勤務する者 ④本市の区域内に存する学校に在学 する者 ⑤市税の納税義務があるもの ⑥実施機関が行う事務事業に利害関 係を有すると認められるもの	有	全額	
千葉県	匝瑳市	0				13	無		5		①市の区域内に住所を有する個人 ②市の区域内に事務所又は事業所を 有する個人又は法人その他の団体 ③市の区域内に存する事務所又は事 業所に勤務する者 ④市の区域内に存する学校に在学す る者 ⑤市税の納税義務がある者 ⑥実施機関(執行機関及び議会)が 行う事務事業に利害関係を有すると 認められるもの	有		
千葉県	香取市		0			10	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有		
千葉県	山武市	0				15	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有		
千葉県	いすみ市		0			4	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	有	領収書を徴することができない場合はこれに代わる書面	
千葉県	大網白里町		0			4	無		5	可	①町の区域内に住所を有する者 ②町の区域内に事務所又は事業所を 有する個人及び法人その他の団体 ③町の区域内に存する事務所又は事 業所に勤務する者 ④町の区域内に存する学校に在学す る者 ⑤実施機関が行う事務又は事業に利 害関係を有する個人及び法人その他 の団体	有		
千葉県	一宮町		0			1	無		5	可	町内に住所を有する者	無		
千葉県	睦沢町	0				3	無		5	可	町内に住所を有する者	無		

都道府県名	市町村名	人派 発見	会派	の対象		議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	保存期	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け 義務付けに要件が	備考
		会派議員のみのみ	TL イド		内容	(千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	(年)		請求権者の範囲		ある場合はその内 容	
千葉県	長生村	0				3	無		5	否		無		
千葉県	白子町		0			5	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	無		
千葉県	長柄町	0				6	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	有		
千葉県	長南町	0				4	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	無		
千葉県	大多喜町		0			4	無		3	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	無		
千葉県	御宿町		0			4	無		5	可	①町の区域に住所を有する者 ②町の区域内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③町の区域内に存する事務所または 事業所に勤務する者 ④町の区域内に存する学校に在学する者 ⑤上記のほか町等が行う事務事業に 利害関係を有する者	無		
計	44団体	19 9 団体 団体					11 団体			43 団体		33 団体		
東京都	千代田区	0				150	有	千代田区議会政務調 查研究費交付額等審 查会	5	可	何人も	有	1円以上の領収書 原本	
東京都	中央区			0	会派又は議 員	130	有	中央区特別職報酬等 審議会	5	可	何人も	有		
東京都	港区	0				150	有	港区特別職報酬等審 議会	5	可	何人も	有		
東京都	新宿区	0				150	無		5	可	何人も	有		
東京都	文京区		0			140	無		5	可	何人も	有		

都道府県名	市町村名		, , , ,	の対象	*	議員1人 当たりの	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 穿からの意見聴取	収支報 告書の 保存期	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書添付の義務付け	備考
亚	印料有	会派 議員のみ のみ	会派 及び 議員	その	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	VIII 4-5
東京都	台東区	0				125	有	※額の変更にあたっては、学識経験者等の意見を求めるものと条例に規定している。	5	可	①区内に住所を有する者 ②区内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人その他の団体 ③区内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④区内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有するもの	有		
東京都	墨田区	0				140	有	墨田区特別職給料等 及び政務調査費審議 会	5	可	何人も	有	領収書等の証拠書 類の原本添付	
東京都	江東区	0				200	有	江東区特別職報酬等 審議会	5	可	何人も	有		
東京都	品川区	0				190	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	原本添付	
東京都	目黒区			0	会派又は議 員の選択制	140	有	目黒区議会会派等政 務調査費審議会	5	可	何人も	有	領収書等の証拠書 類の原本添付	
東京都	大田区	0				230	無		5	可	①区の区域内に住所を有する者 ②区の区域内に事務所又は事業所を 有する個人及び法人その他の団体 ③区の区域内に存する事務所又は事 業所に勤務する者 ④区の区域内に存する学校に在学す る者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有するもの	有	1円以上	
東京都	世田谷区			0	会派又は議 員の選択制	240	有	世田谷区特別職報酬 等審議会	5	可	何人も	有		
東京都	渋谷区	0				200	有	渋谷区政務調査費検 討委員会	5	可	何人も	有	原本	
東京都	中野区	0				150	無		5	可	何人も	有	1件1万円以上の 領収書原本	
東京都	杉並区		0			160	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有		
東京都	豊島区	0				150	有	豊島区特別職報酬等 審議会	5	可	何人も	有	領収書等の証拠書 類の原本及び会計 帳簿の写しを添付	

都道府県名	市町村名			の対象		議員1人 当たりの	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 なからの意見聴取	収支報 告書の 保存期	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支等の	報告書への領収書 添付の義務付け	備考
和起州 外石	111-111-11	会派 議員のみのみ		その	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	PHI (**)
東京都	北区	0				150	有	北区特別職報酬等審議会	5	可	①区内に住所を有する個人 ②区内に存ずる事務所又は事業所に 勤務する者 ③区内に存ずる学校に在学する者 ④区内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ⑤実施機関が保有している区政情報 の公開を必要とする理由を明示して 請求する個人及び法人その他の団体	有		
東京都	荒川区	0				80	無		3	可	区内に住所を有するもの、または情報の公開を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体など	有	原本添付	
東京都	板橋区			0	会派又は議 員の選択制	180	有	板橋区政務調査費審 議会	3	可	何人も	有	原本添付	
東京都	練馬区	0				210	有	練馬区特別職報酬等 および議会政務調査 費審議会	3	可	何人も	有	支出を明らかにし た証拠書類等の写 しを添付	
東京都	足立区			0	会派又は議員の選択制	160	有	足立区特別職報酬等 審議会	5	可	①区内に住所を有する者 ②区内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③区内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④区内に存する学校に在学する者 ⑤情報の開示を請求する理由を具体 的に示すことのできるもの	有		
東京都	葛飾区	0				180	有	区議会政務調査費に 関する懇親会	5	可	何人も	有		
東京都	江戸川区	0				200	有	江戸川区政務調査費 審議会	5	可	何人も	有	領収書等の証拠書 類の添付	
東京都	八王子市	0				60	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所・事業所等を有する 者 ③市内に勤務する者 ④市内の学校に在学する者 ⑤このほか公文書の公開を必要とす る理由を明記できる者	有		
東京都	立川市		0			20	無		5	可	何人も	有		

	-lama l. I. fo		交付	の対象	象	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 等からの意見聴取	古書の	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書添付の義務付け	646 - Av
都道府県名	市町村名	会派 議員のみのみ	会派 及び 議員	その	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
東京都	武蔵野市	0				40	無		5	可	何人も	有	領収書を徴することが出来ない場合は、その支出を証明する書類を添付	
東京都	三鷹市	0				27	無		5	可	何人でも可	有		
東京都	青梅市	0				40	無		5	可	①市の区域内に住所を有する者 ②市の区域内に事務所または事業所 を有する個人および法人その他団体 ③市の区域内に存する事務所または 事業所に勤務する者 ④市の区域内に存する学校に在学す る者 ⑤実施機関が行う事務または事業に 利害関係を有するもの	有		
東京都	府中市	0				45	無		5	可	府中市情報公開条例に基づく ①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が保有している公文書の 開示を必要とする理由を明示して請 求する個人及び法人その他の団体	有	すべての支出	
東京都	昭島市			0	会派又は議 員	20	無		5	可	何人も	有	原則全て	
東京都	調布市	0				25	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有		
東京都	町田市	0				60	有	町田市特別職報酬等 及び政務調査費審議 会	5	可	町田市情報公開条例による	有		
東京都	小金井市	0				30	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	領収書 (領収書の 発行を受けること が困難な場合は支 払証明書)	
東京都	小平市	0				30	無		5	可	何人も	有		
東京都	日野市	0				45	有	日野市特別職報酬等 審議会	3	可	何人も	有	なし	
東京都	東村山市	0				13	無		5	可	東村山市情報公開条例による	有		

	lamall 6		交付	の対象	Ŕ	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収支報告書の	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	/40 de
都道府県名	市町村名	会派 議員のみのみ	会派 及び 議員	その位	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
東京都	国分寺市	0				20	有	国分寺市特別職報酬 等審議会	5	可	規定なし	有	支出を証明する領 収書等の書類	
東京都	国立市	0				10	無		5	可	国立市情報公開条例による	有	全ての支出	
東京都	福生市	0				20	無		5	可	福生市情報公開第5条に規定する者	有		
東京都	狛江市	0				25	無		5	可	何人も	有		
東京都	東大和市	0				11	無		5	可	情報公開条例に基づく	有	収支報告書に写し を添付	
東京都	清瀬市	0				10	無		5	可	何人も	有	領収書の原本	
東京都	東久留米市	0				8	無		5	可	何人も	有		
東京都	武蔵村山市	0				10	無		5	可	何人も	有	公共の交通機関の 領収書は不要。領 収書は原本。	
東京都	多摩市	0				26	無		5	可	何人も	有		
東京都	稲城市	0				25	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	領収書等の原本の 添付	
東京都	羽村市	0				15	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有		
東京都	あきる野市	0				20	有	政務調査費交付額検 討委員会	5	可	あきる野市情報公開条例第5条に規 定された者	有		
東京都	西東京市	0				20	無		5	可	①市の区域内に住所を有する者 ②市の区域内に事務所又は事業所を 有する個人及び法人その他の団体 ③市の区域内に存する事務所又は事 業所に勤務する者 ④市の区域内に存する学校に在学す る者 ⑤①~④に掲げるもののほか、議長 が特に認めたもの	有		
東京都	瑞穂町	0				8	無		5	可	何人も	無		
東京都	日の出町	0				4	無		5	可	何人も	有		
東京都	檜原村			0	会派又は会派に属さない議員	3	無		5	可	①村内に住所を有する者 ②村内に事業所を有する個人及び法 人その他の団体 ③本村の実施機関と利害関係を有す る個人及び法人その他の団体	無		

都道府県名	市町村名		交付の対象		当たりの	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 等からの意見聴取		収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け 備考
*的是//17/17/1	114+3 A 13×B	会派 議員のみのみ	会派 及び 議員	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容
東京都	奥多摩町	0			3	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
東京都	大島町	0			7	無		5	可	情報公開条例に定められた請求権者	有	原則すべて
計	54団体	40 4 団体 団体	3 7 団体 団体			27 団体			54 団体		52 団体	
神奈川県	横浜市		0	会派又は議 員の選択制	550	無		5	可	何人も	有	
神奈川県	川崎市		0	「会派」又 は「会派と 議員」の選 択制	450	無		5	可	何人も	有	
神奈川県	横須賀市		0	原則議員だ が会派全員 の合意があ れば会派	139	無		5	可	何人も	有	
神奈川県	平塚市	0			50	無		5	可	何人も	有	領収書の写しを添付
神奈川県	鎌倉市	0			50	有	鎌倉市特別職報酬等 審議会	5	可	何人も	有	
神奈川県	藤沢市	0			107	有	参考人9名(議長及 び各会派から)	5	可	何人も	有	
神奈川県	小田原市	0			65	無		5	可	何人も	有	
神奈川県	茅ヶ崎市	0			40	無		5	可	何人も	有	
神奈川県	逗子市	0			20	無		5	可	情報公開制度の請求権者	有	
神奈川県	相模原市		0	会派又は会 派に所属し ない議員	100	無		5	可	何人も	有	
神奈川県	秦野市		0	会派又は会 派に所属し ない議員	35	有	商工会議所、自治会 連合会、西湘地域連 合、農協の4団体の 代表及び学識経験者	5	可	何人も	有	
神奈川県	厚木市	0			60	無		5	可	何人も	有	
神奈川県	大和市		0	会派又は会 派に所属し ない議員	35	有	参考人(自治連、商 工関係、農業関係、 福祉関係、労働関係 の団体から)	5	可	何人も	有	

都道府県名	市町村名			の対象		議員1人 当たりの	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収支報 告書の 保存期	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	備考
都 但 的	印刷作	会派 議員のみのみ	会派 及び 議員	その	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	加力
神奈川県	伊勢原市	0				20	有	伊勢原市特別職報酬 等審議会	5	可	情報公開制度の請求権者	有		
神奈川県	海老名市	0				18	無		5	可	情報公開制度の請求権者	有		
神奈川県	座間市		0			17	無		5	可	何人も	有		
神奈川県	南足柄市	0				10	有	南足柄市特別職報酬 等審議会	5	可	何人も	有		
神奈川県	綾瀬市	0				13	無		5	可	何人も	有		
神奈川県	葉山町		0			20	無		5	可	何人も	有		
神奈川県	寒川町		0			20	無		5	可	①寒川町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	有		
神奈川県	大磯町		0			15	無		5	可	何人も	有		
神奈川県	二宮町		0			8	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内の事業所(事務所)に勤務す る者	有		
神奈川県	中井町		0			10	無		5	可	何人も	有		
神奈川県	松田町		0			5	無		5	可	何人も	有		
神奈川県	箱根町		0			10	無		5	可	何人も	有		
神奈川県	愛川町		0			10	無		5	可	何人も	有		
計	26団体	8 3 団体 団体		_			6 団体			26 団体		26 団体		
新潟県	新潟市			0	会派又は会 派及び議員 の選択制	150	無		5	可	何人も	有		
新潟県	長岡市	0				60	無		5	可	何人も	有		

	lamal I fe		交付	か対象	Ŗ	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収文報告書の	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	/40 de
都道府県名	市町村名	会派議員のみのみのみ		その作	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
新潟県	三条市	0				30	有	三条市特別職報酬等 委員会	5	可	三条市情報公開条例第6条に規定 ①市内に住所を有する者 ②市内に事務所または事業所に勤務する者 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関(市長、教育委員会、議 会等)が行う事務事業に具体的な利 害関係を有するもの	有		
新潟県	柏崎市	0				40	無		5	可	何人も	有		
新潟県	新発田市		0			20	無		5	可	何人も	有		
新潟県	小千谷市	0				8	無		5	可	何人も	有		
新潟県	加茂市	0				5	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人その他の団体 ③市内に所在する事務所又は事業所 に勤務する者 ④市内に所在する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に具体的 な利害関係を有する者	有		
新潟県	十日町市	0				13	無		5	可	何人も	有		
新潟県	見附市	0				4	有	見附市特別職報酬等 委員会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人その他の団体 ③市内に所在する事務所又は事業所 に勤務する者 ④市内に所在する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に具体的 な利害関係を有する者	有		
新潟県	村上市	0				5	無		5	可	村上市情報公開条例による	有		
新潟県	燕市	0				7	無		5	可	何人も	無		
新潟県	糸魚川市	0				17	有	糸魚川市特別職報酬 等審議会	5	可	何人も	有		
新潟県	妙高市	0				15	有	妙高市特別職報酬等 審議会	5	可	市内に住所を有するもの	有		
新潟県	五泉市	0				11	無		5	可	五泉市情報公開条例による	有		

to North III 6	lamal I fe		交付	の対象	Ŗ	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収支報告書の	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	
都道府県名	市町村名	会派議員のみのみ	会派 及び 議員	その作	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
新潟県	上越市		0			50	有	上越市特別職報酬等 審議会	5	可	何人も	有		
新潟県	阿賀野市		0			5	無		5	可	何人も (情報公開条例による)	有		
新潟県	佐渡市		0			8	有	佐渡市特別職報酬等 審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	有		
新潟県	魚沼市			0	会派又は議員	5	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人その他の団体 ③市内に所在する事務所又は事業所 に勤務する者 ④市内に所在する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に具体的 な利害関係を有する者	有		
新潟県	南魚沼市		0			5	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他団体	有		
新潟県	胎内市		0			10	無		5	否		有		
新潟県	聖籠町		0			10	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 者又は団体 ③町内の事業所又は事業所に勤務す る者	有		
新潟県	弥彦村		0			5	無		5	可	村内に住所を有する者又は村内の事 業所に勤務する者	有		
新潟県	田上町		0			3	無		5	可	何人も	有		
新潟県	阿賀町	0				5	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所等を有する団体等及 び勤務するもの ③町に納税義務のある個人等・利害 関係を有する個人等	有		
新潟県	出雲崎町		0			5	無		5	可	町内に住所を有する者	有		
新潟県	川口町		0			2	有	川口町特別職報酬審 議会	5	可	何人も	有	千円以上	-
新潟県	湯沢町		0			5	無		5	可	町内に住所、事務所、事務所を有す る個人、法人、その他の団体	有		
新潟県	津南町	0				5	無		5	可	町内に住所を有する個人 他	有		

都道府県名	市町村名			の対象		当たりの	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収支報 告書の 保存期	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	備考
	, ,,,,,,,	会派 議員のみのみ	TZ ブド	そのイ	也 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	,
新潟県	刈羽村		0			10	無		5	可	①村内に住所を有する者 ②村内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人その他の団体 ③実施機関が行う事務事業に具体的 な利害関係を有する者	有		
新潟県	関川村		0			3	無		5	可	①村内に住所を有する者 ②村内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人その他の団体 ③情報公開機関の事務事業に直接利 害関係を有する者 ④情報公開機関は上記の者以外の者 から公文書の公開の申出があった場 合においても、公開に努める	有		
計	30団体	10 4 団体 団体					7 団体			29 団体		29 団体		
富山県	富山市	0				150	無		5	可	(情報公開条例) ①市内に住所を有するもの ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に在する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に在する学校に在学する者 ⑤実施機関が保有している公文書の 公開を必要とする理由を明示して 求する個人及び法人その他の団体	有	全ての支出にかか わるもの	
富山県	高岡市	0				75	無		5	可	(情報公開条例) ①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が保有している公文書の 開示を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体	有		
富山県	魚津市	0				30	有	魚津市特別職報酬等 審議会	5	町	(情報公開条例) ①市内に住所を有する者 ②市内に事業所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者	無		

	lamal I fo		交付	の対象	3	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収支報告書の	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	64b de
都道府県名	市町村名	会派議員のみのみ		その作	内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
富山県	氷見市	0				38	無		5	可	(情報公開条例) ①市の区域内に住所を有する者 ②市の区域内に事務所又は事業所を 有する個人及び法人その他の団体 ③市の区域内に存する事務所又は事 業所に勤務する者 ④市の区域内に存する学校に在学す る者 ⑤実施機関が保有している公文書の 開示を必要とする理由を明示して 求する個人及び法人その他の団体	無		
富山県	滑川市	0				20	無		5	可	(情報公開条例) ①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存ずる事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存ずる学校に存学する者 ⑤議会が行う事務事業に具体的利害 関係を有する者	有	領収書の写しの添 付	
富山県	黒部市	0				20	有	特別職報酬等審議会	5	否		無		
富山県	砺波市	0				28	無		5	可	(情報公開条例) ①市の区域内に住所を有する者 ②市の区域内に事務所又は事業所を 有する個人及び法人その他の団体 ③市の区域内の事務所又は事業所に 勤務する者 ④市の区域内の学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有するもの	無		
富山県	小矢部市		0			20	無		5	可	何人も	無		
富山県	南砺市		0			28	無		5	可	(情報公開条例) ①市に住所を有する物 ②市に事務所又は事業所を有する個 人、法人その他団体 ③市に存する事務所又は事業所に勤 務する者 ④市に存する学校に在学する者 ⑤①~④に掲げるもののほか、実施 機関が保有している公文書の開示を 必要とする理由を明示して請求する 個人、法人その他の団体	有	通信交通費、研究 研修費および調査 旅費以外	

都道府県名	市町村名	A - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -		の対象		議員1人	に当	調査費の額を定めるたっての第三者(機等からの意見聴取	収支報 告書の 保存期	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け 義務付けに要件が	備考
		会派議員のみのみ	14 7 1	(C 0)	内容	(千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	(年)		請求権者の範囲		ある場合はその内容	
富山県	射水市	0				30	無		5	可	何人も		領収書等の写し	
計	10団体	7 1 団体 団体	2 団体	-			2 団体			9 団体		4 団体	_	
石川県	金沢市	0				180	有	金沢市議会政務調査費有識者懇話会	5	可	市内に住所を有する者、市内に事務 所(事業所)を有する個人及び法人 その他の団体、市内の事務所又は事 業所に勤務する者、市内の学校に在 学する者、そのほか、実施機関が保 有している行政情報の公開を必要と する理由を明示して請求する者。	有	政務調査費に係る 会計帳簿の写し係る び領収書その他る事 実を証する書類の 写した添付しなけれ ばならない。	
石川県	七尾市	0				17	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務又は事業に利 害関係を有する者	無		
石川県	小松市	0				70	無		5		①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体内の事務 所又は事業所に勤務する者 ③市内の学校に在学する者 ④実施機関が行う事務事業に利害関 係を有するもの	無		
石川県	輪島市	0				17	無		5	可	市内に住所を有する者	無		
石川県	珠洲市	0				10	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内の事業所等に勤務する者 ③市内の学校に在学する者	無		
石川県	加賀市		0			80	無		5	可	市内に住所を有する者	有		
石川県	かほく市	0				20	無		5		①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体並びに勤 務する者 ③市内に存する学校に在学する者	有	領収書その他の当 該支出に係る事実 を証する書類の写 しを添付	

	1-11		交付	の対象	Ŕ	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収支報告書の	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	W. In
都道府県名	市町村名	会派 議員のみのみ	会派 及び 議員	そのか	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
石川県	白山市	0				60	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務す る者 ④市内の学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有するもの	有	要件無し	
石川県	能美市	0				50	無		5	可	市内に住所を有するもの	有	全ての支出(1円以 上)に対して領収 書の写しを添付	
石川県	野々市町		0			20	有	特別職報酬等審議会	5	可	特になし	有	旅費以外は領収書 添付	
石川県	津幡町			0	会派又は議 員の選択制	25	無		5	可	①町内に住所を有するもの ②町内に事務所を有する個人又は法 人	無		
石川県	内灘町	0				20	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所を有する個人又は法 人	無		
計	12団体	7 2 団体 団体	_				2 団体			12 団体		6 団体		
福井県	福井市		0			150	有	特別職報酬等審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤市税の納税義務者 ⑥議会が行う事務事業に利害関係を 有するもの	有		
福井県	敦賀市	0				40	無		5	可	①市内に住所を有する個人 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務す る個人 ④市内の学校に在学する個人 ⑤上記のほか、議会が行う事務事業 に利害関係を有するもの	有	支出はすべて領収 書添付	
福井県	小浜市	0				20	無		5	可	何人も	有	支出はすべて領収 書添付	

	lamal Life		交付	の対象	Ŕ	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収支報告書の	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	
都道府県名	市町村名	会派議員のみのみ	マーエンフド	その1	他 内容	交付月額(千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
福井県	大野市	0				40	有	特別職報酬等審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務す る者 ④市内の学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業について 具体的な利害関係を有すると認めら れるもの	有	支出はすべて領収 書写し又は支払い を証する書類を添 付	
福井県	勝山市	0				30	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事業所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内の事業所又は事業所に勤務す る者 ④市内の学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	有	領収書又は当該支 出の事実を証する 書類の原本又は写 しを添付	
福井県	鯖江市	0				50	無		5	可	何人も	有	支出はすべて領収 書 (領収書を添付 しがたい場合は支 払証明書を添付)	
福井県	越前市	0				60	無		5	可	何人も	有		
福井県	坂井市	0				50	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事業所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所または事業所 に勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者	有	支出に係る領収書 その他の証拠書類 の写し	
計	8団体	5 団体 団体	2 1 k 団体				2 団体			8 団体		8 団体		
山梨県	甲府市	0				30	無		5	可	市内に住所または事業所を有する個 人又は法人	有	すべての支出	
山梨県	富士吉田市	0				20	無		3	可	市内に住所または事業所を有する個 人又は法人	有	すべての支出	
山梨県	山梨市	0				15	無		10	可	何人も	有		
山梨県	韮崎市	0				10	無		5	可	何人も	有		
山梨県	南アルプス市	0				15	有	特別職報酬等審議会	5	可	市内に住所または事業所を有する個 人又は法人	有		

	+- m-r +- b / z			交付の	対象	3		に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収支報告書の	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け (#.**
都道府県名	市町村名	会派のみ	議員のみ	会派 及び 議員	その作	也 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容
山梨県	北杜市			0			10	有	特別職報酬等審議会	5	可	市内に住所または事業所を有する個 人又は法人	有	
山梨県	甲斐市				0	会派又は議 員	10	無		5	可	①市内に住所または事業所を有する 個人又は法人 ②市内に存する事業所に勤務する者 又は市内に存する学校に在学する者	有	
山梨県	笛吹市				0	会派又は議 員	10	無		5	可	何人も	有	すべての支出
山梨県	甲州市	0					10	無		5	可	①市内に住所または事業所を有する 個人又は法人 ②市内に存する事業所に勤務する者 又は市内に存する学校に在学する者 ③その他利害関係を有する者	有	
山梨県	中央市				0	会派又は議 員	10	有	特別職報酬等審議会	5	可	市内に住所または事業所を有する個 人又は法人	有	
山梨県	昭和町		0				5	無		5	可	何人も	有	すべての支出
山梨県	富士河口湖町			0			2	無		3	可	町内に住所または事業所を有する個 人又は法人	無	
計	12団体	6 団体	1 団体	2 団体 E	3]]体			3 団体			12 団体		11 団体	
長野県	長野市	0					85	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
長野県	松本市	0					21	有	特別職報酬等審議会	3	可	何人も	有	すべて
長野県	上田市			0			20	有	上田市特別職等報酬 審議会	5	可	何人も	有	すべての支出につ いて必要
長野県	岡谷市	0					9	無		5	可	何人も	有	
長野県	飯田市	0					11	無		5	可	何人も	無	報告書には添付し て閲覧(公表)
長野県	諏訪市				0	グループ及 びグループ に属さない 議員	10	無		10	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤利害関係を有するもの	有	基本的に全部 他グループと合同 で使用した場合 は、コピーでも可
長野県	須坂市	0					12	無		5	可	何人も	有	

	-lame I. I. fa		交付	十の対1	象	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 幹からの意見聴取	収支報告書の	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	/44- day
都道府県名	市町村名	会派議員のみのみ	マースティ	その	他 内容	交付月額(千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
長野県	小諸市		0			9	無		5	可	市内に住所を有する者他	有	全て	
長野県	伊那市	0				10	無		5	可	何人も	有	全部	
長野県	中野市	0				8	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に勤務する者 ③市内に在学する者 ④市内に事務所又は事業所を有する 個人、法人その他の団体(国及び地 方公共団体を除く。) ⑤利害関係を有するもの	有	すべて	
長野県	大町市	0				3	無		5	可	何人も	有	全て	
長野県	飯山市	0				7	無		5	可	市民	有		
長野県	茅野市	0				10	有	委員会条例による参 考人を招聘。市内各 種団体代表者5名	5	可	何人も	有	茅野市旅費規程に よる旅費以外は全 て添付	
長野県	塩尻市	0				8	無		5	可	何人も	有	写しの添付	
長野県	佐久市		0			3	有	特別職等報酬審議会	10	可	市内居住者又は市内勤務者	有	全部	
長野県	千曲市			0	会派又は会 派に属さな い議員	10	無		5	可	何人も	有	金額にかかわら ず、すべて添付	
長野県	東御市	0				10	有	特別職報酬等審議会	5	可	市民と市内の事業所に勤務する者、 市内の学校に在学する者	有	金額にかかわら ず、すべて添付	
長野県	安曇野市			0	会派又は会 派に属さな い議員	8	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	領収書等の添付	
長野県	軽井沢町			0	会派又は会 派に属さな い議員	8	無		5	可	何人も	有	写しの添付	
長野県	御代田町	0				6	無		5	可	町内に住所を有する者、事務所等を 有する者、勤務する者	無	申し合わせにより 添付	
長野県	立科町		0			6	無		3	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	有		
長野県	下諏訪町	0				8	無		5	可	何人も	有		
長野県	坂城町	0				5	無		5	可	何人も	無		

都道府県名	市町村名	今派	_{業 号} 会派	の対象	議員1人 当たりの 交付月額	に当関)等	調査費の額を定める たっての第三者(機 等からの意見聴取 意見聴取した第三者	保存期	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け 義務付けに要件が	備考
		のみ	職員 のみ 議員	内容	(千円/月)		(機関)等の名称	(年)		請求権者の範囲		ある場合はその内 容	
長野県	信濃町		0		3	無		5	可	何人も	有		
計	24団体	9 団体	7 4 団体 団体	4 団体		7 団体			24 団体		21 団体		
岐阜県	岐阜市			○ 会派又は議 員	180	有	岐阜市特別職報酬等 審議会	5	可	何人も	有	平成20年度分から 添付義務有	
岐阜県	高山市	0			16	無		5	可	①市内に住所を有する者、勤務する者又は在学する者 ②市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 ③①・②に掲げるもののほか実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの高山市情報公開条例第5条のによる	有	全で添付	
岐阜県	多治見市	0			20.8 (4月のみ 21.2)	有	多治見市特別職報酬 等審議会	5	可	何人も	有	領収証書を徴する ことができないと きは領収証書に代 えて会派の経理責 任者の支払証明書	
岐阜県	関市	0			10	有	関市特別職報酬等審 議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務す る者 ④市内の学校に在学する者 ⑤前項のほか実施機関が行う事務事 業に利害関係を有するもの	有	全で添付	
岐阜県	中津川市	0			8	無		5	可	制限なし	有	全て添付	
岐阜県	瑞浪市	0			8	有	特別職報酬等審議会	5	可	無	有	全て添付	
岐阜県	羽島市	0			7	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務す る者 ④市内の学校に在学する者 ⑤市内に不動産を所有する個人及び 法人その他の団体	有	全で添付	

	lamall 6		交付	の対象	Ŕ	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 等からの意見聴取	収支報告書の	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	/40 de
都道府県名	市町村名	会派議員のみのみ	TLTN	その作	他 内容	交付月額(千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
岐阜県	恵那市			0	会派又は議員	4	無		5	可	規定無し	有	金額に関わらず添付(領収書を徴することができない場合は会派の代表者の支払証明書)	
岐阜県	美濃加茂市	0				10	有	特別職報酬等審議会	7	可	制限無し	有	全て添付	
岐阜県	土岐市	0				13	有	土岐市特別職報酬等 審議会	5	可	何人も	無		
岐阜県	各務原市	0				30	有	各務原市特別職報酬等審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務す る者 ④市内の学校に在学する者	有	全で添付	
岐阜県	可児市	0				20	無		5	可	制限なし	有	全て添付	
岐阜県	本巣市		0			20	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者	有	全て添付	
岐阜県	白川町	0				7	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に在勤又は在学している者 ③町内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体	有	全て添付	
岐阜県	白川村	0				2	無		5	可	①村内に住所を有する者 ②村内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	無		
計	15団体	12 0 団体 団体	_	_			7 団体			15 団体		13 団体		
静岡県	静岡市	0				250	有	特別職報酬等審議会	10	可	何人も	有		
静岡県	浜松市	0				150	有	浜松市特別職報酬等 審議会	5	可	何人も	有		
静岡県	沼津市	0				40	有	沼津市特別職報酬等 審議会	5	可	何人も(閲覧はしていないが、沼津 市情報公開条例に基づき公開)	有		
静岡県	三島市	0				15	有	三島市特別職報酬等 審議会	5	可	何人も(情報提供のため請求不要)	有		

	Lamada 6		交付の対象	Ŕ	議員1人 当たりの	政務調査費の額を定める に当たっての第三者(機 関)等からの意見聴取	収文報告書の	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け
都道府県名	市町村名	会派議員のみのみ	会派 その 及び 議員	他 内容	交付月額(千円/月)	意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容
静岡県	富士宮市	0			20	有 特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	
静岡県	島田市	0			17	無	5	可	何人も	有	
静岡県	富士市	0			38	無	5	可	何人も	無	
静岡県	磐田市	0			25	有 特別職報酬審議会	10	可	何人も	有	全件添付
静岡県	焼津市	0			25	有 政務調査費審議会	5	可	何人も	有	徴し難い事情があ 1人会派も認め る場合を除く。
静岡県	掛川市	0			30	無	5	可	市内に住所を有する者	無	
静岡県	藤枝市		0		20	有 特別職報酬等審議会	10	可	何人も	有	
静岡県	御殿場市	0			16	有 御殿場市報酬等審議会	5	可	市内に住所を有する者 外	有	一人会派も含む
静岡県	袋井市	0			25	無	5	可	何人も	有	領収書等(全支出 額)
静岡県	裾野市		0		25	有 特別職報酬等審議会	5	可	市内に住所を有する者	有	全て(支払証明)
静岡県	菊川市	0			8	有 特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	1人会派も含む
静岡県	函南町		0		13	無	5	可	範囲の指定なし	有	
静岡県	清水町	0			13	無	5	可	町内に住所を有する者又は勤務する者等	有	
静岡県	長泉町	0			13	無	5	可	何人も	無	1人会派も含む
静岡県	森町	0			10	無	5	可	町内に住所を有する者、町内に事務 所又は事業所を有する個人及び法人 その他の団体、町内に存する学校に 在学する者、実施機関が行う事務事 業に利害関係を有するもの	有	
計	19団体	14 2 団体 団体	3 0 団体 団体			11 団体		19 団体		16 団体	
愛知県	名古屋市	0			500	無	5	可	何人も	有	1件1万円以上
愛知県	豊橋市	0			90	無	5	可	何人も	有	
愛知県	岡崎市		0	会派又は会 派に属さな い議員	50	無	5	可	何人も	有	

	lamal I fe		交付	の対象	Ŕ	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 ệからの意見聴取	収支報告書の	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	646 da
都道府県名	市町村名	会派議員のみのみ	会派 及び 議員	その	他 内容	交付月額(千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
愛知県	一宮市	0				30	有	一宮市特別職報酬等 審議会	5	可	何人も	有		
愛知県	瀬戸市	0				8	無		5	可	何人も	有		
愛知県	春日井市		0			30	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務又は事業に具 体的利害関係を有するもの	有	議長が特に必要が ないと認めたもの については、この 限りではない	
愛知県	豊川市	0				23	無		5	可	何人も	有		
愛知県	津島市	0				13	無		5	可	何人も	有	領収書等を徴し難 い事情があったと きは、その事由、 金額、支払日、支 払先等を記載した 書面。	
愛知県	碧南市	0				17	無		5	可	何人も	有	やむを得ない理由 により領収書を徴 することができない場合は、会派の 代表者の支払証明 書をもって代える	
愛知県	刈谷市			0	会派又は会 派に属さな い議員	19	無		5	可	何人も	無		
愛知県	豊田市		0			32	有	豊田市特別職等の報 酬及び給料等に関す る審議会	5	可	何人も	有		
愛知県	安城市			0	会派又は会 派に属さな い議員	30	有	安城市政務調査費検討委員会	5	可	何人も	有		
愛知県	西尾市	0				15	無		5	可	何人も	有		
愛知県	蒲郡市	0				24	無		5	可	何人も	有		
愛知県	犬山市	0				13	無		5	可	何人も	有		
愛知県	常滑市	0				9	無		5	可	何人も	有		

	lamal La		交付の対象	象	議員1人 当たりの	政務調査費の額を定める に当たっての第三者(機 関)等からの意見聴取	収文報告書の	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支等の	報告書への領収書添付の義務付け
都道府県名	市町村名	会派議員のみのみ	会派 及び 議員	他 内容	交付月額(千円/月)	意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容
愛知県	江南市		0		13	無	5	可	何人も	有	公共交通機関を利 用する場合は不要
愛知県	小牧市	0			25	有 小牧市議会政務調査 費検討会	10	可	何人も	有	
愛知県	稲沢市	0			20	無	5	可	何人も	有	
愛知県	新城市	0			13	無	5	可	何人も	有	
愛知県	東海市	0			18	無	5	可	何人も	有	旅費規程に基づく 旅費以外で徴収で きるものすべて
愛知県	大府市	0			15	有 大府市政務調査費検 討懇話会	5	可	何人も	有	領収証を徴することが困難なときは 支払証明に代える
愛知県	知多市	0			17	無	5	可	何人も	有	領収書その他支出 の根拠となる書類
愛知県	知立市	0			15	無	5	可	何人も	有	領収書は全て添付
愛知県	尾張旭市	0			13	無	5	可	何人も	有	領収書の写し
愛知県	高浜市	0			15	無	5	可	何人も	有	
愛知県	岩倉市		0		13	無	5	可	何人も	有	
愛知県	豊明市	0			13	無	5	可	何人も	有	
愛知県	日進市		0		13	無	5	可	何人も	有	
愛知県	田原市	0			13	無	5	可	何人も	有	
愛知県	清須市		0		15	無	5	可	何人も	有	領収書の添付
愛知県	北名古屋市	0			10	無	5	可	何人も	有	
愛知県	長久手町	0			10	無	5	可	何人も	有	規則で領収書の写 しを添付するよう 規定
愛知県	大口町	0			5	無	5	可	何人も	無	
愛知県	扶桑町		0	会派又は議 員 (無会 派)	5	無	5	可	何人も	有	

都道府県名	市町村名			付の対		当たりの	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 幹からの意見聴取	収支報 告書の 保存期	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者	等の	報告書への領収書 添付の義務付け	備考
即 旦 州	山町山村和	会派議のみの		派 で 員	か他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	7佣-与
愛知県	蟹江町					5	無		5	可	何人も	有	公共交通機関以外 のすべての領収書	
愛知県	阿久比町	0				5	無		5	可	何人も	有	領収書等を徴する ことが困難なとき はこの限りでない	
愛知県	東浦町	0				5	無		5	可	何人も	有	領収書等を徴する ことが困難なとき はこの限りでない	
愛知県	幸田町)		5	無		5	可	何人も	有	全ての領収書の写し	
愛知県	三好町	0				10	無		5	可	何人も	有		
愛知県	小坂井町	0				5	無		5	可	何人も	有		
計	41団体	26 団体 団	3]体 団		4		5 団体			41 団体		39 団体		
三重県	津市	0				40	有	津地区合併協議会特 別職報酬等検討委員 会	5	可	何人も	有	領収書等の写しの 添付	
三重県	四日市市	0				70	無		5	可	何人も	有	領収書添付	
三重県	伊勢市	0				30	無		10	可	何人も	有		
三重県	松阪市					25	無		5	可	何人も	有		
三重県	桑名市	0				50	無		5	可	何人も	有		
三重県	鈴鹿市	0				50	無		5	可	何人も	有	領収書添付	
三重県	名張市	0				40	無		5	可	何人も	有	領収書の写し等	
三重県	尾鷲市					12	無		5	可	何人も	有	領収書の写し等	
三重県	亀山市	0				20	無		5	可	市内に住所を有する者	有		
三重県	鳥羽市	0				10	無		5	可	何人も	無		
三重県	志摩市	0				10	無		5	可	何人も	有	領収書の写し等	
三重県	伊賀市	(О			20	無		5	可	何人も(伊賀市情報公開条例に基づく)	有	領収書等の証拠書 類の写し	

	-lame I.I. fr		交付の対象	Ŗ	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 等からの意見聴取	収支報告書の	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	
都道府県名	市町村名	会派議員のみのみ	会派 及び 議員	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
三重県	東員町	0			10	無		5	可	町内に住所を有する者、町内に事務 所又は事業所を有する個人・法人	有	領収書の写し等	
三重県	菰野町		0		30	有	町区長会長等、町民 の代表	5	可	町内に住所を有する者、町内に事務 所又は事業所を有する個人・法人	有	領収書の写し等	
三重県	朝日町	0			10	無		5	可	町内に住所を有する者、町内に事務 所又は事業所を有する個人・法人	有	領収書の写し等	
三重県	川越町	0			10	無		5	可	町内に住所を有する者及び勤務、在 学する者	有	申合せにより領収 書を添付	事務局はコピー を保管
三重県	紀北町	0			10	無		5	可	何人も	有		
計	17団体	95団体団体	3 0 団体 団体			2 団体			17 団体		16 団体		
滋賀県	大津市	0			70	有	大津市特別職報酬等 審議会	5	可	大津市情報公開条例による	有	領収書等の証拠書 類の写し	
滋賀県	彦根市	0			17	有	彦根市特別職報酬等 審議会	5	可	何人も	有	領収書等証拠書類 の写し	
滋賀県	長浜市		0		20	有	長浜市特別職報酬等 審議会	5	可	何人も(長浜市情報公開条例に基づく)	有	領収書等証拠書類 の原本	
滋賀県	近江八幡市	0			20	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	領収書等証拠書類 の写し	
滋賀県	草津市	0			30	有	草津市特別職報酬等 審議会	5	可	何人も ※ホームページでも公開	有		
滋賀県	守山市	0			21	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有		
滋賀県	栗東市		0		15	無		5	可	栗東市情報公開条例による	有		
滋賀県	甲賀市		0		20	無		5	可	何人も	有	領収書等証拠書類 の写し	
滋賀県	野洲市		0		10	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有		
滋賀県	湖南市		0	会派又は議員	8	有	特別職報酬等審議会	5	可	情報公開条例に基づく	有	支出に係る領収書 の写し(領収書を 徴し難い事情が あった支出は備考 欄にその旨記載)	
滋賀県	高島市	0			20	無		5	可	情報公開条例に基づく	有		
滋賀県	東近江市		0	会派又は議 員	20	有	東近江市特別職報酬 等審議会	5	可	何人も	有		

松光 应旧 4	市町村名		交	が付の	対象	į	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収支報 告書の 保存期	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	備考
都道府県名	刊刊刊名	会派議のみの	[7] 及	派 び 員	その化	内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	VII3 - 3
滋賀県	米原市			0			10	無		5	可	情報公開条例に基づく	有	収入・支出を明ら かにする書類	
計	13団体	6 団体 団	0]体 団	5 体 [5	2 団体			9 団体			13 団体		13 団体		
京都府	京都市			О			540	無		5	可	何人も	有	すべての支出	
京都府	福知山市	0					15	無		永年	可	何人も	有	全て添付	
京都府	舞鶴市				0	会派及び会 派に属しな い議員は、 議長が認め た場合	21	無		5	可	何人も	有	全て添付	
京都府	綾部市	0					16	無		6	可	何人も	有	全て添付	
京都府	宇治市)				有	宇治市議会政務調査 費検討委員会	5	可	何人も	有	全て添付	
京都府	宮津市	0					10	無		5	可	何人も	有	領収書及び証拠書 類(金額要件なし)	
京都府	亀岡市	0					10	無		5	可	何人も	有	領収書の写しを添 付	
京都府	城陽市	0					13	無		10	可	何人も	有	収支報告書に記載 の支出金について 全て領収書等を添 付	
京都府	向日市	0					11	無		5	可	向日市情報公開条例に基づく ①市の区域内に住所を有する個人 ②市の区域内に事務所又は事業所を 有する個人及び法人その他の団体 ③市の区域内に存する事務所又は事 業所に勤務する個人 ④市の区域内に存する学校に在学す る個人 ⑤実施機関の事務事業に利害関係を 有する個人及び法人その他の団体	有		所属議員が一人 の場合も含む
京都府	長岡京市)			13	有	長岡京市特別職員報 酬等審議会	5	可	何人も	有	全てを添付(支払 証明書でも可)	
京都府	八幡市				0	会派又は無 会派議員	会派所属議	有	八幡市特別職報酬等 審議会	5	可	何人も	有	収支報告書に領収 書の写しを添付す る	

都道府県名	市町村名	A >= -V6 E	交付会派	の対象		議員1人	に当	調査費の額を定めるたっての第三者(機等からの意見聴取	保存期	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者	等の	報告書への領収書 添付の義務付け 義務付けに要件が	備考
		会派議員のみのみ		(0)	内容	(千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	(年)		請求権者の範囲		ある場合はその内容	
京都府	京田辺市			0	会派及び会派に所属しない議員	会派:15窟	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤上記以外で実施期間が行う事務事 業に利害関係を有する者	有	会計帳簿(現金出納帳、代記帳)と領収書の場所ではいる書類の派行を発宿ができる。このはなる書類のまた、のではでは一個では一個では一個では一個である。	
京都府	南丹市	0				10	無		5	可	南丹市情報公開条例に基づく ①本市の区域内に住所を有する個人 ②本市の区域内に事務所又は事業所 を有する個人及び法人その他の団体 ③本市の区域内に存する事務所又は 事業所に勤務する個人 ④本市の区域内に存する学校に在学 する個人 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有する個人及び法人その他の団 体	有	・収支報告書に領収書の写しを添付する。 ・全てを添付(政務調査活動記録簿でも可)	
京都府	木津川市			0	会派又は無所属	7	無		5	可	木津川市情報公開条例に基づく ①市の区域内に住所を有する個人 ②市の区域内に事務所又は事業所を 有する個人及び法人その他の団体 ③市の区域内に存する事務所又は事 業所に勤務する個人 ④市の区域内に存する学校に在学す る個人 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有する個人及び法人その他の団 体	有	領収書の写しの添 付	
京都府	大山崎町	0				5	無		5	可	何人も	有	全ての支出に領収 書を添付	
京都府	久御山町			0	会派/会派 に属しない 議員	5/3	無		5	可	何人も	有	報告金額に上限・ 下限の規定無し	

			交付	の対象	Ŕ	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 幹からの意見聴取	収支報 告書の	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	
都道府県名	市町村名	会派 議員のみのみ	1471	その1	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
京都府	精華町			0	会派又は 無会派議員	5又は3	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③町内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④町内に存する学校に在学する者 ⑤上記の他、実施機関が行う事務事 業に利害関係を有するもの	有	領収書の写しの添 付	
計	17団体	8 0 団体 団体	_				3 団体			17 団体		17 団体		
大阪府	大阪市		шп	0	①会派のみ ②議員のみ ③会派及び 議員のいず れかを選択	600	有	大阪市特別職報酬等 審議会	5		何人も	有	平成21年度まで 1件5万円以上	平成22年度から 要件なし
大阪府	堺市		0			300	無		3	可	何人も	有		
大阪府	岸和田市	0				50	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内の事務所又は事業所に勤務する者 ③市内の学校に在学する者 ④市内の事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	有		
大阪府	豊中市	0				70	有	豊中市特別職報酬等 審議会	5	可	①市の区域内に住所を有する者 ②市の区域内に事務所又は事業所を 有する個人及び法人その他の団体 ③市の区域内に存する事務所又は事 業所に勤務する者 ④市税の納税義務者 ⑤上記以外に、実施機関が行う事務 事業に利害関係を有するもの	有		
大阪府	池田市	0				80	無		5	可	何人も	無		
大阪府	吹田市	0				110	有	吹田市特別職報酬等 審議会	5	可	何人も	有		
大阪府	泉大津市	0				25	無		5	可	泉大津市情報公開条例に順ずる者	有		
大阪府	高槻市	0				70	有	高槻市特別職報酬等 審議会	5	可	市の区域内に住所を有する者等	有		

**************************************	+- m-r +- 1. /2		交付	の対象	\	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収支報告書の	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書添付の義務付け	/## +7.
都道府県名	市町村名	会派議員のみのみ		その作	也 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
大阪府	貝塚市	0				20	無		5	可	市内に在住、在職、在学、市の行政 に利害関係を有するもの	有		
大阪府	守口市	0				40	無		5	可	①市の区域内に住所を有する者 ②市の区域内に存する事務所又は事 業所に勤務する者 ③市の区域内に存する学校に在学す る者 ④市の区域内に事務所又は事業所を 有する個人及び法人その他の団体 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有するもの	有		
大阪府	枚方市	0				70	無		5	可	枚方市情報公開条例に規定されてい るもの	有		
大阪府	茨木市		0			40	有	茨木市特別職報酬等 審議会	5	可	何人も	有		
大阪府	八尾市		0			70	有	公認会計士、弁護 士、関西学院大学法 科大学院教授	5	可	何人も	有		
大阪府	泉佐野市	0				50	無		5	可	何人も	有		
大阪府	富田林市	0				100	無		5	可	何人も	有		
大阪府	寝屋川市		0			80			4	可	情報公開条例に定める者(市内に在住、通勤、在学並びに市税の納税義務を有する者)	有		
大阪府	河内長野市	0				50			5	可	何人も	有		
大阪府	松原市	0				85	無		5	可	①市内に在住するもの ②市内に在する事務所又は事務所に 勤務するもの ③市内に在する学校に在学するもの ④市内に事務所又は事務所を有する 個人及び法人その他の団体	有		
大阪府	大東市	0				80	有	大東市特別職報酬等 審議会	5	可	①市の区域内に住所を有する者 ②市の区域内の事務所または事業所 に勤務する者 ③市の区域内の学校に在学する者 ④市の区域内に事務所または事業所 を有する個人および法人その他の団 体 ⑤市の行政に利害関係を有するもの	有		

****			交付	の対象	3	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 幹からの意見聴取	古書の	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	
都道府県名	市町村名	会派議員のみのみ	1 14 7 K	その作	内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
大阪府	和泉市	0				70	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内の 事業所又は事業所に勤務する者 ③市内の学校に在学する者④市内の 事業所又は事業所を有する個人及び 法人その他の団体 ⑤上記の他市が行う事務事業に利害 関係を有する者	有		
大阪府	箕面市	0				45	有	箕面市特別職報酬等 審議会	10	可	何人も	有		
大阪府	柏原市		0			40	無		5	可	何人も	有		
大阪府	羽曳野市	0				80	無		5	可	何人も	有		
大阪府	門真市	0				45	無		5	可	法人その他の団体及び外国人を含む 広義の市民など	有		
大阪府	摂津市	0				30	有	摂津市特別職報酬等 審議会	5	可	摂津市情報公開条例第5条に定める 行政文書の公開を請求できる者等	有		
大阪府	高石市	0				36	有	高石市特別職報酬等 審議会	5	可	何人も	有		
大阪府	藤井寺市	0				30	無		5	可	何人も	有		
大阪府	東大阪市	0				200	無		5	可	①本市の区域内に住所を有する者 ②本市の区域内の事務所又は事業所 に勤務する者 ③本市の区域内の学校に在学する者 ④本市の区域内に事務所又は事業所 を有する個人又は法人その他の団体 ⑤上に掲げるもののほか、議会が行 う事務に利害関係を有するもの	有		
大阪府	泉南市	0				50	無		5	可	何人も	有		
大阪府	四條畷市	0				40	有	四條畷市特別職報酬 等審議会	5	可	何人も	有		
大阪府	交野市	0				60	有	交野市特別職報酬等 審議会	5	可	何人も	有		
大阪府	大阪狭山市	0				35	無		5	可	何人も	有		
大阪府	阪南市	0				20	無		5	可	阪南市情報公開条例に準ずる者	有		H18.4.1~ 21.9.30まで支 給を凍結

都道府県名	市町村名		, , , ,	の対象		議員1人 当たりの	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収支報 告書の 保存期	収5	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書添付の義務付け	備考
HRZ/17/VI	114. 3.13.1	本が 成員	会派 及び 議員	その作	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	vita 3
大阪府	豊能町	0				15	無		3	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	無		
大阪府	能勢町		0			10	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内の事業所(事務所)に勤務する者 ③町内の学校に在学する者 ④町内に事業所(事務所)を有する 個人及び法人等 ⑤その他町行政に利害関係を有する 者	無	条例・規則等で規 定していないが、 収支報告時に領収 書の添付を求めて いる。	
大阪府	忠岡町		0			5	無		5	可	何人も	無		
大阪府	熊取町	0				10	無		10	可	①町の区域内に住所を有する者 ②町の区域内の事務所又は事業所に 勤務する者 ③町の区域内の学校に在学する者 ④町の区域内に事務所又は事業所を 有する個人及び法人その他の団体 ⑤町の行政に利害関係を有するもの	無		
大阪府	田尻町	0				5	無		5	可	何人も	無		
大阪府	岬町	0				10	無		5	可	何人も	有		
大阪府	太子町	0				20	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内の事務所又は事業所に勤務する者 ③町内の学校に在学する者 ④町内に事務所又は事業所を有する 個人あるいは法人その他の団体 ⑤以上の他、町の行政に利害関係を 有する者	無		
大阪府	河南町	0				15	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内の事業所(事務所)事業所に 勤務する者 ③町内の学校に在学する者 ④町内に事務所(事業所)を有する 個人(法人) ⑤その他実施機関が行う事務(事 業)の利害関係を有する者	無		

*** ** ** ** ** **			交付	の対象	₹	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収文報告書の	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	/+tr+z.
都道府県名	市町村名	会派議員のみのみ	1478	その作	也 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
大阪府	千早赤阪村		0			15	無		5	可	①本村に住所を有する者 ②本村に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③本村に存する事務所又は事務所に 勤務する者 ④本村に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの ⑥その他から申し出があった場合も 公開に努める	無		
	42団体	22 11 団体 団体					12 団体			42 団体		33 団体		
兵庫県	神戸市	0				380	無		5	可	何人も	有	当該支出に係る領 収書その他の当該 支出を証する書類 の写し	
兵庫県	姫路市	0				85	無		5	可	①市内に住所を有するもの ②市内に事務所又は事務所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に所在する事務所又は事業所 に勤務する者 ④市内に所在する学校に在学する者 ⑤市税の納税義務を有するもの ⑥実施機関が行う事務事業に利害関 係を有すると認められるもの	有		
兵庫県	尼崎市	0				75	無		3	可	何人も	有	1件1円以上	
兵庫県	明石市	0				800	無		5	可	何人も	有	すべて	
兵庫県	西宮市		0			150	無		5	可	制限なし	有		
兵庫県	洲本市	0				13	無		5	可	①洲本市情報公開条例第6条の範囲内 ②市の区域内に住所を有する者 ③市の区域内に住所を有する事務所 又は事業所を有する個人又は法人そ の他の団体 ④市の区域内に存する事務所又は事 業所に勤務する者 ⑤市の区域内に存する学校に通学する者 ⑥実施機関が行う事務又は事業に利 害関係を有するもの	無		

都道府県名	市町村名			の対象		議員1人 当たりの	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 等からの意見聴取	収支報 告書の 保存期	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書添付の義務付け	備考
品以E//1 ///-/1	111-11113E	会派 議員のみのみ		そのイ	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	נייט יי
兵庫県	芦屋市		0			70	無		5	可	何人も	無		
兵庫県	伊丹市	0				60	無		5	可	何人も	有	全件	
兵庫県	相生市	0				12	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事業所を有する個人又は法 人その他の団体 ③市内の事業所に勤務する者 ④相生市情報公開条例第2条第1号に 規定する実施機関が行う事務事業に 利害関係を有する者	有		
兵庫県	豊岡市	0				10	無		5	否		無		
兵庫県	加古川市			0	会派に属さ ない場合は 議員個人に 交付	70	無		10	可	制限なし	有	すべて	
兵庫県	赤穂市	0				14	無		5	可	何人も請求可	有		
兵庫県	西脇市	0				4	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務す る者 ④市内の学校に在学する者 ⑤議長が特に認めた者	有	関係証拠書類の写しを添付	
兵庫県	宝塚市	0				100	有	政務調査費に関する 懇話会	5	可	無制限	有	すべての支出対象	
兵庫県	三木市	0				10	無		5	可	①市内に住所を有するもの ②市内に事業所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③上記以外の実施機関が行う事務事 業に利害関係を有するもの	無		
兵庫県	川西市	0				60	無		5	可	川西市情報公開条例に基づく情報公開手続きを経た者	有	川西市議会政務調 査費の交付に関す る条例第7条によ り原本の提出を義 務付け	
兵庫県	高砂市		0			25	無		5	可	何人も	有		

*** ** ** ** ** **				交付	の対象	象	議員1人 当たりの	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収支報告書の	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	/++- +z
都道府県名	市町村名	会派のみ	議員のみ	会派 及び 議員	その	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
兵庫県	小野市	0					20	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所または事業所を有す る個人及び法人その他の団体 ③市内に所在する事務所または事務 所に勤務する者 ④実施機関が行う事務事業に利害関 係を有する者	有		
兵庫県	三田市	0					45	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	全ての領収書の原本	
兵庫県	加西市	0					8	有	加西市特別職報酬等 審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に所在する事務所又は事業所 に勤務する者 ④市内に所在する学校に存在する者 ⑤その他実施機関が行う事務事業に 利害関係を有する者	有		
兵庫県	篠山市	0					20	無		5	可	何人も	有	全て	
兵庫県	養父市		0				5	無		5	可	すべての人	有	すべて (写し)	
兵庫県	丹波市			0			10	無		5	可	何人	有		
兵庫県	南あわじ市	0					13	無		5	可	市内に住所を有する者	有	全てに領収書添付	
兵庫県	朝来市	0					10	無		5	可	何人も	有	領収書等の証拠書 類、成果に関する 活動報告書	
兵庫県	たつの市		0				10	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所等を有する個人及び 法人その他団体 ③市内の事務所等に勤務する者 ④市内の学校に在学する者	有		
兵庫県	猪名川町	0					20	無		5	可	何人も	有	全て添付	
兵庫県	稲美町				0	会派又は会派に属さない議員	10	無		5	可	稲美町情報公開条例の請求権者 ①町内に住所を有する者 ②町内に事務所を有する個人及び法 人その他の団体 ③町内の事務所または事務所に勤務 する者 ④町内の学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に例外関 係を有する者	有		

都道府県名	市町村名	会派議員のみのみ	会派	の対象	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 等からの意見聴取 意見聴取した第三者 (機関)等の名称	収支報 告書の 保存期 間 (年)	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者請求権者の範囲		報告書への領収書 添付の義務付け 義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
兵庫県	播磨町	0			10	無		5	可	情報公開条例による	有	金額の規定なし	
兵庫県	太子町	0			5	無		5		①町内に住所を有する者 ②町内に事務所・事業所を有する個 人・法人・その他団体 ③町内の事務所・事業所に勤務する 者 ④町内の学校に在学する者 ⑤実施機関(町長、教育委員会、選 学管理委員資産評価審査員、農業水支 事業管理者、議会及で指定管理者)が行う事務事業に利害関係を有する 者(利害関係を有する情報が記録されている文書に限る)	有		
<u></u>	30団体	19 5 団体 団体	_			3 団体			29 団体		26 団体		
奈良県	奈良市	0			80	無		5	可	何人も	有		
奈良県	大和高田市	0			15	無		5	可	何人も	有		
奈良県	天理市	0			50	無		5	可	何人も	有	要件なし	
奈良県	橿原市	0			41	無		5	可	市民	有	全ての領収書	
奈良県	桜井市		0		20	無		5	可	市内に住所を有する者、市内に事務 所又は事業所を有する個人及び法人 その他の団体、市内に存する事務所 又は事業所に勤務する者、市内に存 する学校に在学する者、利害関係を 有する者	有	条例による義務付け(金額要件はない。)	
奈良県	五條市	0			上限 30	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人 ③市に納税義務を負う者	有	領収書の写しを添 付	
奈良県	御所市	0			20	無		5	可	何人も	有	すべて	
奈良県	生駒市	0			30	無		5	可	誰でも可	有		

都道府県名	市町村名				の対象	議員1人 当たりの	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 なからの意見聴取	収支報 告書の 保存期	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書 等の添付の義務付け	備考
郁 担 桁 乐 石	川町刊名	会派のみ	0 7 X	派び員	その他内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲	義務付けに要件が ある場合はその内 容	1佣-芍
奈良県	香芝市		0			50	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に在する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に在する学校に在学する者 ⑤市税の納税義務者 ⑥実施機関が行う事務事業に利害関 係を有する者	有	
奈良県	宇陀市		0			30	無		5	可	何人も	有	
奈良県	川西町		0			10	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③町内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④町内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に直接的 な利害関係を有するもの	有	
奈良県	三宅町		0			5	無		5	可	町内に住所を有するもの	有	
奈良県	田原本町		0			20	無		5	可	町内に住所を有する者他	有	
奈良県	広陵町		0			10	無		5	可	①本町に住所を有する個人 ②本町に事務所・事業所を有する個 人・法人 ③本町に存する事務所・事業所に勤 務する個人 ④本町に存する学校に在学する個人	有	
奈良県	東吉野村		0			10	無		5	可	①村内に住所を有する者 ②村内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体	無	
計	15団体	2 団体	12 団体 団	1]体	0 団体		0 団体			15 団体		14 団体	
和歌山県	和歌山市	0				100	無		5	可	市内に住所を有する者、市内に事務 所又は事業所を有する個人及び法人 その他の団体、市内に存する事務所 又は事業所に勤務する者、市内に存 する学校に在学する者、実施機関が 行う事務事業に利害関係を有する者	有	

	lamal I fo		交付	の対象	Ŕ	議員1人 当たりの	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 幹からの意見聴取	収支報告書の	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	
都道府県名	市町村名	会派 議員のみのみ	会派 及び 議員	その作	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
和歌山県	海南市	0				20	無		5	可	①市内に住所を有する者、②市内に 事務所又は事業所を有する個人及び 法人その他の団体、③市内の事務所 又は事業所に勤務する者、④市内の 学校に在学する者、⑤実施機関が行 う事務又は事業に利害関係を有する 者	無		
和歌山県	橋本市	0				20	無		5	可	市情報公開条例第5条の規定による	有	領収書は写しの添 付	
和歌山県	御坊市	0				10	無		5	可	市情報公開条例第5条の規定による	無		
和歌山県	田辺市	0				20	無		5	可	市内に住所を有する者、市内に事務 所又は事業所を有する個人及び法人 その他の団体、市内の学校に在学す る者、実施機関が行う事務事業に利 害関係を有する個人及び法人その他 の団体	無		
和歌山県	新宮市	0				10	無		5	可	市の情報公開条例に準ずる	有		
和歌山県	岩出市	0				30	無		5	可	市内に住所を有する者、市内に事務 所又は事業所を有する個人及び法 人、市内に存する事務所又は事務所 に勤務する者、市内に存する学校に 在学する者	有		
和歌山県	紀美野町	0				5	無		5	可	町内に住所を有するもの、町内に事 務所(事業所)を有するもの	有		
和歌山県	湯浅町	0				4	無		10	可	何人も可	有		
和歌山県	広川町	0				6	無		10	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事業所を有する個人又は法 人	有	一般的事項として 領収書添付義務	
和歌山県	有田川町	0				6	無		5		①町内に住所を有する個人 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③町内に存する事務所又は事業所に 勤務する個人 ④実施機関が行う事務事業に利害関 係を有するもの	有		
和歌山県	美浜町	0				4	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	無		

都道府県名	市町村名			の対象		議員1人 当たりの	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収支報 告書の 保存期	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者	等の	報告書への領収書添付の義務付け	備考
和足刑 外石	11414141	五/小 成貝	TLTN	その何	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	MHI ~ T
和歌山県	白浜町	0				15	無		5	可	町情報公開条例第5条の規定による	有		
和歌山県	上富田町	0				6	無		5	可	何人も可	有		
和歌山県	すさみ町	0				5	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	有	領収書は写しの添 付	
和歌山県	串本町	0				17	無		5	可	何人も可	有		
計	16団体	3 13 団体 団体					0 団体			16 団体		12 団体		
鳥取県	鳥取市	0				30	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	有	全て添付	
鳥取県	米子市	0				38	無		5	可	何人も	有		
鳥取県	倉吉市		0			10	無		3	町	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人、その他の団体 ③市内に有する学校に在学する者 ④市内に所在する事務所又は事業所 に勤務する者 ⑤実施機関が行う事務又は事業に利 害関係を有する者	無		
鳥取県	境港市	0				13	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤市の行政に利害関係を有するもの	有	全で添付	
計	4団体	3 0 団体 団体	_	~			0 団体			4 団体		3 団体		
島根県	松江市	0				25	有	松江市特別職報酬等 審議会	5	可	市内に住所を有する者。市内に事務 所、又は事業所を有する個人及び法 人その他の団体	有	平成19年度から	
島根県	浜田市	0				6	無		5	可	何人も	有	全て添付	

都道府県名	市町村名	会派に	議員	会派	の対象		議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取 意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者 請求権者の範囲		報告書への領収書 添付の義務付け 義務付けに要件が ある場合はその内	備考
島根県	出雲市	0		藏 貝		r1⊕	37	無		5		出雲市情報公開条例に基づき公開 ①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有する者	有	容 全ての領収書 (写)の添付	一人会派も会派 とみなす
島根県	益田市		0				8	有	第三次益田市行財政 改革審議会	5	可	何人も	有		
島根県	大田市		0				10	無		5	可	①本市に住所を有する者 ②本市に事務所又は事業所を有する 個人又は法人その他の団体 ③本市に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④本市に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に関し利 害関係を有するもの	有		
島根県	安来市	0					10	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人 ③議長が特に認めたもの	有		一人会派も会派 とみなす
島根県	江津市			0			3	無		5	可	市内に住所を有する者	有		
島根県	雲南市			0			15	無		5	可	市の区域内に住所を有する者、市内 に事務所又は事業所を有する個人又 は法人	無	条例規定は無い。 申し合わせにより 全て添付	
島根県	東出雲町		0				10	無		5	可	町内在住・在勤者、町内に事務所等 を有する個人・法人等	無		
島根県	斐川町	0					10	無		5	可	町内に住所を有する者	有	全ての領収書添。	平成19年度から 交付凍結
計	10団体	3 団体	5 団体	_	-			2 団体			10 団体		8 団体		
岡山県	岡山市	0					135	無		5	可	何人も	有		

	-lama l. I. fr		交付	の対象	· R	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 争からの意見聴取	古書の	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	/++- + *
都道府県名	市町村名	会派議員のみのみ		その作	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
岡山県	倉敷市			0	会派又は会派に所属しない議員	165	有	倉敷市特別職報酬等 審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施期間が行う事務事業に利害関 係を有する者	無		
岡山県	津山市	0				58	有	津山市特別職等報酬 審議会	5	可	①市内に住所を有するもの ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	無		
岡山県	玉野市		0			55	有	玉野市特別職報酬等 審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	無		
岡山県	笠岡市		0			45	無		5	可	何人も	有		
岡山県	井原市	0				30	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体	有		
岡山県	総社市	0				25	無		5	可	何人も	無		
岡山県	高梁市	0				30	無		10	可	市民、市内勤務・在学者、市内事務 事業所法人・団体・個人、行政事務 事業利害関係者	有		
岡山県	新見市	0				10	無		5	可	情報公開条例に基づく ①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有すもの	有		
岡山県	備前市	0				25	無		5	可	何人も	有		

	-lame I. I. fr		交付	の対象	Ŗ	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収支報告書の	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	/# <u>*</u>
都道府県名	市町村名	会派 議員のみのみ	会派 及び 議員	その作	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
岡山県	瀬戸内市	0				30	有	瀬戸内市特別職報酬 等審議会	5	可	①市内に住所を有するもの ②市内に事務所(事業所)を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所(事業所)に 勤務するもの ④実施期間が行う事務事業に利害関 係を有するもの	有		
岡山県	赤磐市	0				30	無		5	可	何人も	有		
岡山県	真庭市	0				30	無		5	可	市内に住所を有するもの	有		
岡山県	美作市	0				30	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	有		
岡山県	浅口市		0			30	無		5	可	①市内在住、在勤、在学者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③その他利害間関係を有する者	有		
岡山県	鏡野町	0				20	有	鏡野町特別職報酬等 審議会	5	可	町内に住所を有する者	有		
岡山県	勝央町	0				20	無		5	可	町内在住、在勤ほか	有		
岡山県	奈義町	0				10	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所等を有する法人その 他団体の代表者	無		
岡山県	吉備中央町	0				10	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	有		
計	19団体	3 12 団体 団体					5 団体			19 団体		14 団体		
広島県	広島市	0				300	無		5	可	何人でも	有		
広島県	呉市	0				50	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事業所又は事務所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事業所又は事務所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤上記のほか,実施機関が行う事務 事業に利害関係を有するもの	有		
広島県	竹原市	0				3	有	竹原市特別職報酬等 審議会	5	可	市内に住所を有する者	有		

	lamal I fo		交付	の対象	3	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 争からの意見聴取	収支報告書の	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	(Ma. da
都道府県名	市町村名	会派議員のみのみ		その作	也 内容	交付月額(千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
広島県	三原市	0				25	有	三原市特別職報酬等 審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内事業所に勤務する者 ③市内に存する学校に在学する者 ④市内に事業所(事務所)を有する 個人及び法人その他の団体 ⑤市に対し納税義務を有するもの ⑥実施機関が行う事務事業に利害関 係を有するもの	有		
広島県	尾道市		0			30	無		5	可	①市の区域内に住所を有する者 ②市の区域内に事務所又は事業所を 有する個人及び法人その他の団体 ③市の区域内に存する事務所又は事 業所に勤務する者 ④市の区域内に存する学校に在学す る者 ⑤市に対して納税義務を有する者・ その他実施機関が行う事務事業に利 害関係を有する者	有		
広島県	福山市	0				130	有	福山市特別職報酬等 審議会	5	可	何人でも	有		
広島県	府中市		0			10	有	府中市特別職報酬等 審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	無		
広島県	三次市	0				27	有	三次市補助金等審査委員会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所を有する個人及び法 人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有する者	有		
広島県	大竹市	0				14	有	大竹市特別職報酬等 審議会	5	可	市内に住所を有する者 市内に事務所又は事業所を有する個 人又は法人	有		
広島県	東広島市	0				25	有	東広島市特別職報酬等審議会	5	可	市内に住所を有する者、市内に事務 所又は事業所を有する個人及び法人 その他の団体、市内に存する事務所 又は事業所に勤務する者、市内に存 する学校に在学する者	有	領収書を徴するこ とができないとき は、会派の代表者 の支払証明	
広島県	廿日市市	0				20	有	廿日市市特別職報酬 等審議会	5	可	市の区域内に住所を有するもの、市 の区域内に事務所又は事業所を有す る個人及び法人その他の団体	有		

				交付	の対象	Ŕ	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収支報告書の	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	W. Is
都道府県名	市町村名	会派のみ	議員	会派 及び 議員	そのか	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
広島県	安芸高田市		0				30	無		5	可	①市の区域内に住所を有する者 ②市の区域内に事務所又は事業所を 有する個人及び法人その他の団体 ③市の区域内に存する事務所又は事 業所に勤務する者 ④市の区域内に存する学校に在学す る者 ⑤実施機関が行う事務又は事業に利 害関係を有するもの	有		
広島県	府中町	0					8	無		5	可	町内に住所を有する個人、町内に勤 務場所を有する個人、町内に事務所 又は事業所を有する法人及び町内に 土地又は建物を所有している個人又 は法人	有		
広島県	海田町		0				5	有	海田町特別職報酬等審議会	5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	有		
広島県	坂町		0				10	無		3	可	町内に住所を有する者、町内に事務 所又は事業所を有する個人又は法人	有		
計	15団体	g 団体) 3 団体	_				9 団体			15 団体		14 団体		
山口県	下関市	0					50	無		5	可	制限なし	有		
山口県	宇部市				0	会派又は会派に属さない議員	20	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事業所又は事務所を有する 個人又は法人その他の団体 ③宇部市情報公開条例に規定する目 的によると認められる利害関係者	無		
山口県	山口市	0					30	無		5	可	何人も	有		
山口県	萩市		0				10	無		5	可	何人も	有		
山口県	防府市	0					20	無		10	可	①市内に住所を有する個人 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する個人 ④市内に存する学校に在学する個人	無		
山口県	下松市			0			11	無		5	可	制限なし	有	1円以上全て	
山口県	岩国市	0					20	無		5	可	何人も	無		

都道府県名	市町村名			か対象		議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 ≨からの意見聴取	収支報 告書の 保存期	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	/#: 北
郁垣州 宗石	川加州代	会派議員のみのみ		その位	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	
山口県	光市	0				20	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの	有		所属議員1人の 場合を含む
山口県	長門市	0				8	無		5	可	何人も	有	条例本則で領収を 派付を規定、条例 規定し、 規定し、 のでは のでは のでは のでは のでは のでは のでは でで式 報収で でで式 報収で でで式 報収で でで式 報収で を書い でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でい	
山口県	柳井市	0				5	無		5	可	何人も	有	写し	
山口県	美袮市			0	会派又は会 派に属して いない議員	5	無		5	可	何人も	有		
山口県	周南市	0				25	無		5	可	何人も	有	全額	
山口県	山陽小野田市			0	会派又は無所属議員	6	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有するもの	有		
計	13団体	7 団体 団体	-	1 3 団体			0 団体			13 団体		10 団体		
徳島県	徳島市	0				70	無		5		徳島市情報公開条例で規定された者	有	領収書等(政務調 査費を支出した 実を証するに足り る支出目的、支出 年月日及び支出金 額を記載した領域 書その他これに準 ずる書面)	

如光点旧石	-t		交	付の	対象		議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収支報 告書の 保存期	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	備考
都道府県名	市町村名	会派議りのみのる	¬< 1 TZ	派び員	: の他	内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	/佣 与
徳島県	鳴門市	C					25	無		5	可	鳴門市議会政務調査費に関する情報 を公開する条例に基づく収支報告書 の写しについては何人も請求可 収支報告書原本については鳴門市情 報公開条例で規定された者	有	領収書等(政務調 査費に係る領収書 及び領収書に準じ る証拠書類) 会計帳簿等(議長 が別に定める会計 帳簿その他の書 類)	
徳島県	小松島市	0					20	無		5	可	情報公開条例第7条 ①本市の区域内に住所を有する者 ②本市の区域内に事務所または事業 所を有する個人及び法人その他の団体 ③本市の区域内に存する事務所又は 事業所に勤務する者 ④本市の区域内に存する学校に在学 する者 ⑤市議会の事務に利害関係を有すす ると考えられる者	有		
徳島県	阿南市	0					25	無		5	可	①市の区域内に住所を有する者 ②市の区域内に事務所又は事業所を 有する個人又は法人その他の団体 ③市の区域内に存する事務所又は事 業所に勤務する者 ④市の区域内に存する学校に在学す る者	有	定められた宿泊費 及びその他雑費を 除き、全ての領収 書を提出	
徳島県	吉野川市	0					25	有	特別職報酬等審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務す る者 ④市内の学校に在学する者	有	領収書等の証拠書 類、事業実施報告 書等	
徳島県	美馬市	0					25	有	美馬市議員報酬及び 特別職給料審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務す る者 ④市内の学校に在学する者 ⑤上記のほか、実施機関が行う事務 又は事業に利害関係を有する者	有	領収書等の証拠書 類	

都道府県名	市町村名			の対象		議員1人 当たりの	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収支報 告書の 保存期	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者	等の	報告書への領収書添付の義務付け	備考
品及2/11/1/10	114+3 A 13×B	会派 議員のみのみ	TL ブド	そのイ	内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	и н У
徳島県	三好市	0				17	無		5	Η	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人その他団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務す る者 ④市内の学校に在学する者 ⑤実施機関の事務又は事業に利害関係を有するもの	有	すべての領収書を 添付	
計	7団体	5 2 団体 団体	-				2 団体			7 団体		7 団体		
香川県	高松市	0				100	有	高松市議員報酬,市 長および副市長の給 料等審議会	5	可	何人も	有		
香川県	丸亀市	0				10	有	特別職報酬等審議会	5	可	市内に住所を有する者・市内に事業 所を有する個人及び法人その他の団 体・市内に存する事業所に勤務する 者・市内に存する学校に在学する 者・利害関係を有する者	有	_	
香川県	坂出市	0				21	無		5	否		無		
香川県	善通寺市	0				30	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務す る者 ④市内の学校に在学する者 ⑤市税の納税義務を有する者	有		
香川県	さぬき市	0				25	無		5	可	何人も	有		
香川県	三豊市	0				30	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	_	
香川県	三木町	0				8	無		5	可	町の区域内に住所を有する者	無		
香川県	宇多津町	0				15	無		5	可	町内に住所要・町内に事務所等を有する個人や法人等・町内の事業所等 に勤務する者・利害関係を有する者	無		
香川県	綾川町	0				6	有	合併協議会委員	5	可	町内に住所を有する者	有	_	
計	9団体	1 8 団体 団体	-	-			4 団体			8 団体		6 団体		
愛媛県	松山市	0				102	無		5	可	何人も	有		

如光点目力	+- m-r +- 1. /2		交付	の対象	Þ	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収支報 告書の 保存期	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	備考
都道府県名	市町村名	会派議員のみのみ		その	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	1佣 与
愛媛県	今治市		0			30	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④実施機関が行う事務事業に利害関 係を有するもの	有	1件1円以上	
愛媛県	宇和島市			0	会派又は議 員の選択制	10	無		5	可	市内に住所を有する者他、情報公開 条例に準ずる	有		
愛媛県	新居浜市	0				18	無		10	可	何人も	無		
愛媛県	西条市			0	会派又は議 員の選択制	15	無		10	否		有		
愛媛県	伊予市	0				10	無		永年	可	市内に住所を有する者等	有	領収書の添付 1万円以上の備品 については台帳に 記載	
愛媛県	西予市		0			10	無		5	可	市内に住所を有する者及び市内に事 務所又は事業所を有する個人又は法 人	有		
愛媛県	東温市	0				15	無		5	可	市民及び東温市内の事務所に通勤す る者	有	_	
愛媛県	久万高原町		0			30	無		5	可	町内に住所を有する者及び町内に事 務所又は事業所を有する個人又は法 人	有		
計	9団体	1 団体 団体	3 3				0 団体			8 団体		8 団体		
高知県	高知市	0				100	有	高知市特別職報酬等 審議会	5	可	何人も	有	1件1円以上	
高知県	安芸市	0				5	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 通勤する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤市税の納税義務者 ⑥①~⑤の他実施機関が行う事務事 業に利害関係を有する者	有	領収書の写し(旅 費を除く)	

	-lamal L fa			交付	の対象	Ŗ		に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収支報告書の	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	
都道府県名	市町村名	会派のみ	議員 のみ	会派 及び 議員	その作	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
高知県	須崎市	0					8	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤市の行政に利害関係を有する者	無		
高知県	宿毛市	0					13	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	無		
高知県	土佐清水市			0			5	無		3	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 法人その他の団体 ③市内の事務所又は事業所に勤務す る者 ④市内の学校に在学する者 ⑤市の行政に利害関係を有するもの (当該関係公文書に限る)	有	調査旅費は土佐清 水市議会議員等報 酬及び費用弁償支 給条例第8条の規 定を準用した計算 書添付。それ以外 はすべての領収書 の写し。	
高知県	四万十市	0					20	無		5	可	市内に住所又は事務所等を有する個 人及び法人並びに市内の事務所等に 勤務する個人、その他市の行政に利 害関係を有する者	有		
計	6団体	団体	5 0 : 団体	_	-			1 団体			6 団体		4 団体		
福岡県	北九州市	0					380	有	北九州市特別職報酬等審議会	5	可	①市の区域内に住所を有する者 ②市の区域内に事務所又は事業所を 有する個人及び法人その他の団体	有	1件につき5万円 以上の支出に係る 領収書又は当該支 出の事実を証する 書類の写しを添付	
福岡県	福岡市				0	「会派」又 は「会派及 び議員」の 選択制	350	無		5	可	何人も	有	全ての支出につい て領収書等の証拠 書類の写しの添付 を義務づけ	
福岡県	大牟田市				0	会派 (3人 以上) は会 派に、無所 属は個人に	20	無		5	可	何人も	有		
福岡県	久留米市	0					50	無		5	可	何人も	有		
福岡県	直方市			0			25	無		5	可	情報公開条例の定めるところにより 情報の開示を請求する権利を有する 者	有		

	-lame I. I. fr		交付	の対象	· R	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 幹からの意見聴取	収支報告書の	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	/#b -b*
都道府県名	市町村名	会派議員のみのみ	マー TA アド	その	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
福岡県	飯塚市			0	会派又は議 員の選択制	40	無		5	可	何人も	有		
福岡県	田川市	0				12	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	有		
福岡県	柳川市	0				10	無		5	可	何人も	無		
福岡県	八女市	0				10	無		5	可	何人も	無		
福岡県	筑後市	0				30	無		5	可	何人も	有		
福岡県	大川市		0			10	無		5	可	何人も	有		
福岡県	行橋市	0				25	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人、法人その他の団体 ③市内に存する事務所、事業所に勤 務する者 ④市内に存する学校に在学する者	有		
福岡県	豊前市	0				25	無		5	可	市内に住所を有する者 市内に事務所又は事業所を有する個 人又は法人	有		
福岡県	筑紫野市		0			30	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所若しくは事業所を有 する個人又は法人	無		
福岡県	春日市	0				13	無		5	可	何人も	有	金額にかかわらず すべて添付	
福岡県	大野城市		0			30	無		5	可	何人も	有		
福岡県	宗像市	0				22	無		5	可	何人も(宗像市情報公開条例の規定 による)	有		
福岡県	太宰府市	0				25	無		10	可	何人も	有		
福岡県	前原市	0				28	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	有	すべて	
福岡県	古賀市	0				10	無		6	可	何人も	有		
福岡県	福津市		0			20	無		5	可	何人	有		
福岡県	うきは市	0				10	無		5	可	何人も	有		

都道府県名	市町村名			の対象	•	議員1人 当たりの	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 ないらの意見聴取	収支報 告書の 保存期	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者	等の	報告書への領収書添付の義務付け	備考
都 是 小 东 石	111414141	会派議員のみのみ	及び	その作		交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内	VH ~>
		0)07 0)07	議員		内容			(成民) 寺の石が	(十)				容	
福岡県	宮若市	0				20	無		5	可	なし	有		
福岡県	嘉麻市	0				22	無		5	可	何人も	有		
福岡県	那珂川町	0				15	無		5	可	何人も		年度終了日の翌日 から起算して30日 以内に領収等支払 いの証明になるも のの写しを添付 し、議長に提出し なければならない	
福岡県	志免町	0				20	無		5	可	何人も	有	すべて添付	
福岡県	新宮町	0				10	無		5	可	何人も	有		
福岡県	岡垣町	0				10	無		5	可	何人も	有	1円以上	
福岡県	遠賀町	0				10	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	無		
福岡県	鞍手町	0				20	無		5	可	①鞍手町の区域に住所を有する者 ②町区域内に事務所又は事業所を有 する個人及び法人その他の団体 ③町区域内に存する事務所又は事業 所に勤務する者 ④町区域内に存する学校に在学する 者 ⑤実施機関の事務事業に利害関係を 有する者	有		
福岡県	苅田町	0				25	有	苅田町特別職報酬等 審議会	5	可	何人も	有		
福岡県	吉富町	0	L			20	無		5	可	制限なし	有		
計	32団体	5 19 団体 団体		_			2 団体			32 団体		28 団体		
佐賀県	佐賀市	0				50	無		5	可	何人も	有	一件ごとの支出明 細書を添付	
佐賀県	唐津市	0				30	無		5	可	何人も	有		

	-lamal L fa			交付	の対象	7	議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 等からの意見聴取	収支報告書の	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	/44- ±x
都道府県名	市町村名		議員のみ	会派 及び 議員	その作	内容	交付月額(千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
佐賀県	鳥栖市	0					30	有	特別職報酬等審議会	5	可	①市の区域内に住所を有する者 ②市の区域内の事務所又は事業所に 勤務する者 ③市の区域内の学校に在学する者 ④市の区域内に事務所又は事業所を 有する個人及び法人その他団体 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有するもの	有		
佐賀県	伊万里市		0				20	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有		
佐賀県	武雄市	0					16	無		5	可	①市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ②市内に存する学校に在学する者 ③実施機関が行なう事務事業に利害 関係を有する者	有	領収書の写し	
佐賀県	嬉野市		0				20	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有する者	有	原則として旅費を 除く全て(旅費に ついては旅費規程 に基づき算出)	
佐賀県	神埼市			0			20	無		5	可	神埼市情報公開条例で定める範囲	有	事業成績書、収支 決算書、領収証 書、領収書の添付 が困難な場合は会 派代表者又は議員 の支払証明書	
計	7団体	4 団体	2 団体		0 団体			2 団体			7 団体		7 団体		
長崎県	長崎市		0				150		特別職報酬等審議会	5		何人も		全て(旅費は航空 運賃に関するもの のみ)	
長崎県	佐世保市	0					50	無		5	可	何人も	有	原則、領収書を強す 領収書を含ない 領収書を含ない 場合さい、内ものものを でををを証 で付。 仮述 が内もの が内もの が内もの が内もの が が内もの が に 支 込 必 は が は が は が は が は が は が は が は が は が は	

都道府県名	市町村名			の対象		当たりの	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収支報 告書の 保存期	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書添付の義務付け	備考
	1111-1111-11	会派 議員のみのみ	会派 及び 議員	その作	内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	νm ·· <i>3</i>
長崎県	島原市	0				15	無		5	可	何人も	有	全て	
長崎県	諫早市	0				35	無		5	可	諫早市情報公開条例の手続により処理する。 ①市の区域内に住所を有する者 ②市の区域内に住所を有する者 ②市の区域内に事務所又は事業所を 有する個人及び法人その他団体 ③市の区域内に存する事務所又は事 業所に勤務する者 ④市の区域内に存する学校に在学す る者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有する者	有	一切の書類(ただ し、旅費に関する ものを除く。)	
長崎県	大村市	0				25	無		5	可	何人も	有	すべて領収書の写し	
長崎県	平戸市	0				10	無		5	可	何人も	有	すべての支出に添 付	
長崎県	松浦市	0				10	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人及び法人その他の団体 ③市内に存する事務所又は事業所に 勤務する者 ④市内に存する学校に在学する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有するもの	有	13	
長崎県	対馬市	0				10	無		5	可	情報公開条例に基づき何人も	有	燃料費、通信費は 調査研究活動支払 証明書による上限 2万円。旅費等は 対馬市議員報例及 び費用弁償条例に 準じる。それ以外 の支出はすべて領 収書が必要。	
長崎県	五島市	0				10	無		5	可	情報公開条例に基づく請求者	有		
長崎県	雲仙市	0				15	無		5	可	何人も	有	領収書添付が出来 ない場合、その内 容を確認出来るも のを添付する。	
計	10団体	8 2 団体 団体	0 団体	-			1 団体			10 団体		10 団体		

	-lama l. I. fr		交付	の対象		議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	古書の	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け	/44. dv
都道府県名	市町村名	会派 議員のみのみ	TT VIN	その作	也 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	備考
熊本県	熊本市	0				200	有	熊本市特別職報酬等 審議会	5	可	①本市の区域内に住所を有する者 ②本市の区域内に事務所又は事業所 を有する個人及び法人その他の団体 ③本市の区域内に存する事務所又は 事業所に勤務する者 ④本市の区域内に存する学校に在学 する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有すると認められるもの	有	領収書等の写し	
熊本県	八代市	0				30	無		5	可	市内に住所を有する者及び市内に事 務所又は事業所を有する個人又は法 人	有		
熊本県	人吉市	0				20	有	特別職報酬等審議会	5	可	市内の者及び市外の者で理由を明示 するもの	有		
熊本県	荒尾市	0				20	有	荒尾市特別職報酬等 審議会	5	町	①本市の区域内に住所を有する者 ②本市の区域内に事務所又は事業所 を有する個人及び法人その他の団体 ③本市の区域内に存する事務所又は 事業所に勤務する者 ④本市の区域内に存する学校に在学 する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有すると認められるもの	有	写しの添付	
熊本県	水俣市	0				20	有	水俣市特別職報酬等 審議会	5	可	何人も	有	領収書等証憑類の 写し	
熊本県	玉名市	0				15	有	玉名市特別職報酬等 審議会	5	可	市民、市事業に利害関係を有する者	有		
熊本県	天草市	0				30	無		5	可	何人も	有	原本添付	
熊本県	山鹿市	0				10	有	山鹿市特別職報酬等 審議会	5	可	①本市の区域内に住所を有する者 ②本市の区域内に事務所又は事業所 を有する個人及び法人その他の団体 ③本市の区域内に存する事務所又は 事業所に勤務する者 ④本市の区域内に存する学校に在学 する者 ⑤実施機関が行う事務事業に利害関 係を有すると認められるもの	有		
熊本県	菊池市	0				20	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	領収書は原本とす る	

都道府県名	市町村名			の対象		議員1人 当たりの	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 からの意見聴取	収支報 告書の 保存期	収3	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書添付の義務付け	備考
HPXE/1171(H		会派議員のみのみ		その作	内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	
熊本県	宇土市	0				20	無		5	可	市の区域内に住所を有する個人及び 市内に事務所又は事業所を有する個 人又は法人	有		
熊本県	上天草市	0				20	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有		
熊本県	宇城市	0				20	有	宇城市特別職報酬等 審議会	5	可	何人も	有		
熊本県	多良木町	0				5	無		5	可	何人も	有	全額	
熊本県	湯前町	0				10 (限度)	無		4	可	町内に住所を有する者	有		
計	14団体	4 10 団体 団体		-			9 団体			14 団体		14 団体		
大分県	大分市	0				100	有	特別職報酬等審議会	5	可	情報公開請求できる者	有	全件写しを添付	
大分県	別府市		0			70	無		5	可	何人も	有	全件原本添付。徴 する事が困難な場 合は、議長が別に 定める書類を添付	
大分県	中津市	0				5	無		5	可	何人も	有	政務調査費の支出 状況を明記した会 計帳簿の写し及び 政務調査費の支出 に関する領収書等 証拠書類の写し	
大分県	日田市	0				20	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有		
大分県	佐伯市	0				17	無		5	可	何人も	有		
大分県	竹田市	0				15	無		10	可	何人も	有		
大分県	豊後高田市		0			4	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有		
大分県	杵築市	0				15	無		5	可	何人も	無		
大分県	宇佐市	0				20	有	宇佐両院地域市町村 合併協議会(特別職 の報酬等に関する小 委員会)	10	可	何人も	有	全件原本添付	
計	9団体	5 2 団体 団体	_				4 団体			9 団体		8 団体		

都道府県名	市町村名			の対象		議員1人	に当	調査費の額を定める たっての第三者(機 幹からの意見聴取	収支報告書の	収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者	収支報告書への領収書 等の添付の義務付け		/# 北
		会派議員のみのみ	1478	その作	他 内容	交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称	保存期 間 (年)		請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	7用 与
宮崎県	宮崎市	0				80	有	宮崎市特別職報酬等 審議会	5	可	宮崎市情報公開条例に基づき請求の あったもの	有		
宮崎県	都城市	0				30	無		5	可	何人も	有	領収書宛名は会派 と議員名等	
宮崎県	小林市	0				15	無		5	可	何人も	有		
宮崎県	日向市		0			13	無		5	可	何人も	有		
宮崎県	串間市		0			20	有	串間市特別職報酬等 審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人その他の団体 ③市内の事業所又は事務所に勤務す る者 ④市内の学校に在学する者 ⑤収支報告書の閲覧を必要とする理 由を明示するもの	無		
宮崎県	西都市	0				15	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有		
宮崎県	えびの市	0				15	無		5	可	何人も	有		
計	7団体	5 0 団体 団体	_				3 団体			7 団体		6 団体		
鹿児島県	鹿児島市	0				150	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も〔自然人(外国人を含む)、 法人のほか法人でない社団等も含ま れる〕	有		
鹿児島県	鹿屋市		0			20	無		5	可	何人も	有		
鹿児島県	出水市	0				15	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	全て	
鹿児島県	指宿市	0				10	無		5	可	何人も ※請求があった場合、個人情報等不 開示情報がないか確認し、情報公開 条例に基づき対応する。	有		
鹿児島県	薩摩川内市		0			15	無		5	可	本市の区域内に ①住所を有する者 ②事務所等を有する個人及び法人そ の他の団体 ③学校に在学する者	有	金額にかかわらず 全て添付	
鹿児島県	日置市	0				15	無		5	可	日置市情報公開条例による	有	全部	
鹿児島県	霧島市		0			30	無		5	可	何人も	有	全て	

都道府県名	市町村名		交付の対象		議員1人 当たりの 交付月額 (千円/月)	政務調査費の額を定め に当たっての第三者 関)等からの意見聴取			収	支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書添付の義務付け	/共士
		会派 議員のみのみ	会派 及び 議員	他 内容			意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲	義務付けに要件が ある場合はその内 容	1/用√与	
鹿児島県	いちき串木野市	0			10	無		5	可	情報公開申請者	有	全て	
鹿児島県	奄美市		0		23	無		5	可	情報公開申請者	有	全て	
鹿児島県	知名町	0			10	無		5	可	①町内に住所を有するもの ②町内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	有		
計	10団体	15団体団体	4 0 団体 団体			2 団体			10 団体		10 団体		
沖縄県	那覇市		0		70	無		5	可	何人も	有		
沖縄県	宜野湾市		0		10	有	宜野湾市特別職報酬 等審議会	5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	有	領収書等の証拠書 類の写しを添付	
沖縄県	石垣市		0		10	無		5	可	①市内に住所を有する者 ②市内に事務所又は事業所を有する 個人又は法人	有		
沖縄県	浦添市	0			20	無		5	可	何人も	無		任意で領収書の 提出有。
沖縄県	名護市		0		25	有	特別職報酬等審議会	5	可	何人も	有	要件無し	
沖縄県	糸満市		0	会派又は 議員	10	無		5	可	糸満市内に住所を有する者	有		
沖縄県	沖縄市	0			30	有	沖縄市特別職報酬等 審議会	5	可	制限なし	有	要件なし	
沖縄県	豊見城市	0			10	有	特別職報酬等審議会	5	可	市民及び市内事業者、法人	有		
沖縄県	うるま市		0		10	無		5	可	うるま市情報公開条例の中で「何人 も」と規定	有	領収書等の証拠書 類の写しを添付 (うるま市議会政 務調査費の交付に 関する規則第6条)	
沖縄県	宮古島市	0			5	無		5	可	何人も	有	全て	
沖縄県	南城市		0	会派又は議 員の選択制	10	無		5	可	何人も	有	全て	
沖縄県	金武町	0			30	無		5	可	①町内に住所を有する者 ②町内に事務所叉は事務所を有する 個人叉は法人	有	1円以上	

都道府県名			の対象	₹	議員1人	政務調査費の額を定める に当たっての第三者(機 関)等からの意見聴取		収支報 告書の 保存期	収3	又支報告書の閲覧の可否及び請求権者		報告書への領収書 添付の義務付け		
		会派議員のみのみ		その作		交付月額 (千円/月)		意見聴取した第三者 (機関)等の名称			請求権者の範囲		義務付けに要件が ある場合はその内 容	
沖縄県	西原町	0				5	無		5			有	金額にかかわらず すべて添付	
=	13団体	2 4 団体 団体	5 団体	2 団体			4 団体			12 団体		12 団体		
合計	885団体	410 231 団体 団体					220 団体			876 団体		780 団体		